

仙北市
子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

秋田県仙北市

はじめに



人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また子育て中の母親の就業率の高まりなどで、保育ニーズの多様化も進んでいます。このため、国をはじめ行政や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築することが大きな課題となっています。

こうした社会情勢の中、合併前の旧町村が次世代育成支援対策推進法に基づいて「次世代育成支援行動計画（前期計画）」（平成17年度～21年度）を策定し、仙北市がこれを引き継ぎました。また平成21年度には「仙北市次世代育成支援行動計画（後期計画）」（平成22年度～26年度）を策定し、この計画を拠り所に市民が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを進めてきました。

その後、平成24年8月には子ども・子育て関連3法が成立し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に新しい仕組みが定められました。本市ではこれを受け「子ども・子育て支援法」に基づく、平成27年度からの5年間の第1期と位置付けた「仙北市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

新計画では、これまでの次世代育成支援行動計画の施策を受け継ぎながら、新制度での事業を重点施策として位置付け、取り組むべき事業・方策の見直しを行いました。子育てが大切な、そして幸せな時間となるために、多くの皆様のご理解とご協力をお願いします。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただいた「仙北市子ども・子育て会議」の皆様や、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ等調査」などご協力いただいた市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成27年3月

仙北市長 門脇 光浩



目次

序章 少子化対策の背景と新制度の概要.....	3
1 国における少子化対策の経緯.....	3
2 新たな子育て支援制度の検討の背景.....	4
(1) 新制度の主なポイント.....	4
(2) 子ども・子育て会議の設置.....	5
(3) 新制度の全体像.....	6
3 新制度の事業体系.....	7
(1) 子どものための教育・保育給付.....	7
(2) 地域子ども・子育て支援事業の種類.....	8
(3) 保育の必要性の認定について.....	8
4 新制度における公費の仕組み.....	10
(1) 幼稚園に対する公費の仕組み.....	10
(2) 保育所等に対する公費の仕組み.....	11
(3) 施設型給付の算定方法.....	12
第1章 計画策定にあたって.....	15
1 計画策定の趣旨.....	15
2 計画の位置づけ.....	16
3 他計画との関係.....	16
4 計画期間.....	16
5 計画の策定体制と市民意見の反映.....	17
6 県や近隣市町村との連携.....	17
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題.....	21
1 本市における人口と子ども人口の状況.....	21
(1) 人口と子ども人口の推移.....	21
(2) 合計特殊出生率の推移.....	22
2 子育て家庭の状況.....	23
(1) 子育て世帯の推移.....	23
(2) 子育て世帯の子ども人数と主な保育者.....	24
3 就労状況.....	25
(1) 本市の就業率.....	25
(2) 母親の就労状況.....	26
4 子育て支援事業の提供体制と利用状況.....	29

(1) 子育て支援事業の提供体制.....	29
(2) 子育て支援事業の利用状況.....	30
5 施策の進捗評価.....	32
6 本市における課題の整理.....	36
第3章 計画の基本理念と基本目標.....	41
1 計画の基本理念.....	41
2 計画の基本目標等.....	41
3 施策の体系図.....	42
第4章 子ども・子育て支援の推進.....	45
1 教育・保育事業等の提供区域.....	45
2 施設型給付・地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量 推計.....	47
(1) 推計の手順.....	47
(2) 子ども人口の推計.....	48
(3) 家庭類型（現状・潜在）別児童数の算出.....	49
(4) 施設型給付・地域型保育給付のニーズ量見込み.....	50
(5) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込み.....	51
3 施設型給付.....	52
(1) 幼稚園.....	52
(2) 認可保育所.....	52
(3) 認定こども園.....	53
4 地域型保育給付.....	54
(1) 小規模保育事業.....	54
(2) 家庭的保育事業.....	54
(3) 事業所内保育事業.....	55
(4) 居宅訪問型保育事業.....	55
5 地域子ども・子育て支援事業.....	56
(1) 地域子育て支援拠点事業.....	56
(2) 乳児・産婦訪問指導事業.....	56
(3) 子育て短期支援事業.....	57
(4) 一時預かり事業.....	57
(5) 延長保育事業.....	58
(6) 病児保育事業.....	58

(7) 放課後児童クラブ	59
(8) 妊婦健康診査	59
第5章 次世代育成支援の推進	63
基本目標1 地域ぐるみで子育てを支える仕組みづくり	63
推進施策1 地域における子育て支援サービスの充実	63
推進施策2 保育サービスの充実	65
推進施策3 子育て支援のネットワークづくり	65
推進施策4 児童の健全育成	66
推進施策5 交流事業の充実	68
基本目標2 子どもを健やかに生み育てる環境づくり	69
推進施策1 子どもや母親の健康の確保	69
推進施策2 「食育」の推進	71
推進施策3 思春期保健対策の充実	71
推進施策4 小児医療の充実	72
基本目標3 たくましい子どもを育む教育・保育の環境づくり	73
推進施策1 次代の親の育成	73
推進施策2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	74
推進施策3 家庭や地域の教育力の向上	75
基本目標4 子ども・子育てにやさしい生活環境づくり	77
推進施策1 良質な住宅の確保	77
推進施策2 良好な居住環境の確保	77
推進施策3 安全な道路交通環境の整備	78
推進施策4 安心して外出できる環境の整備	78
推進施策5 安全・安心のまちづくり推進等	78
基本目標5 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり	80
推進施策1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	80
推進施策2 仕事と子育ての両立の支援	80
基本目標6 子どもの安全・安心を守る環境づくり	82
推進施策1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	82
推進施策2 子どもを犯罪等から守るための活動の推進	83
推進施策3 防災活動	83
基本目標7 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり	84
推進施策1 児童虐待防止対策の充実、被害に遭った子どもの保護の推進	84

推進施策2 ひとり親家庭の支援の推進	85
推進施策3 障がい児施策の充実	85
第6章 計画の推進体制	89
1 計画の推進	89
2 関連機関との連携	89
3 計画の進行管理	89
資料編	93
1 仙北市子ども・子育て会議	93
（1）仙北市子ども・子育て会議条例	93
（2）委員名簿	94



序章



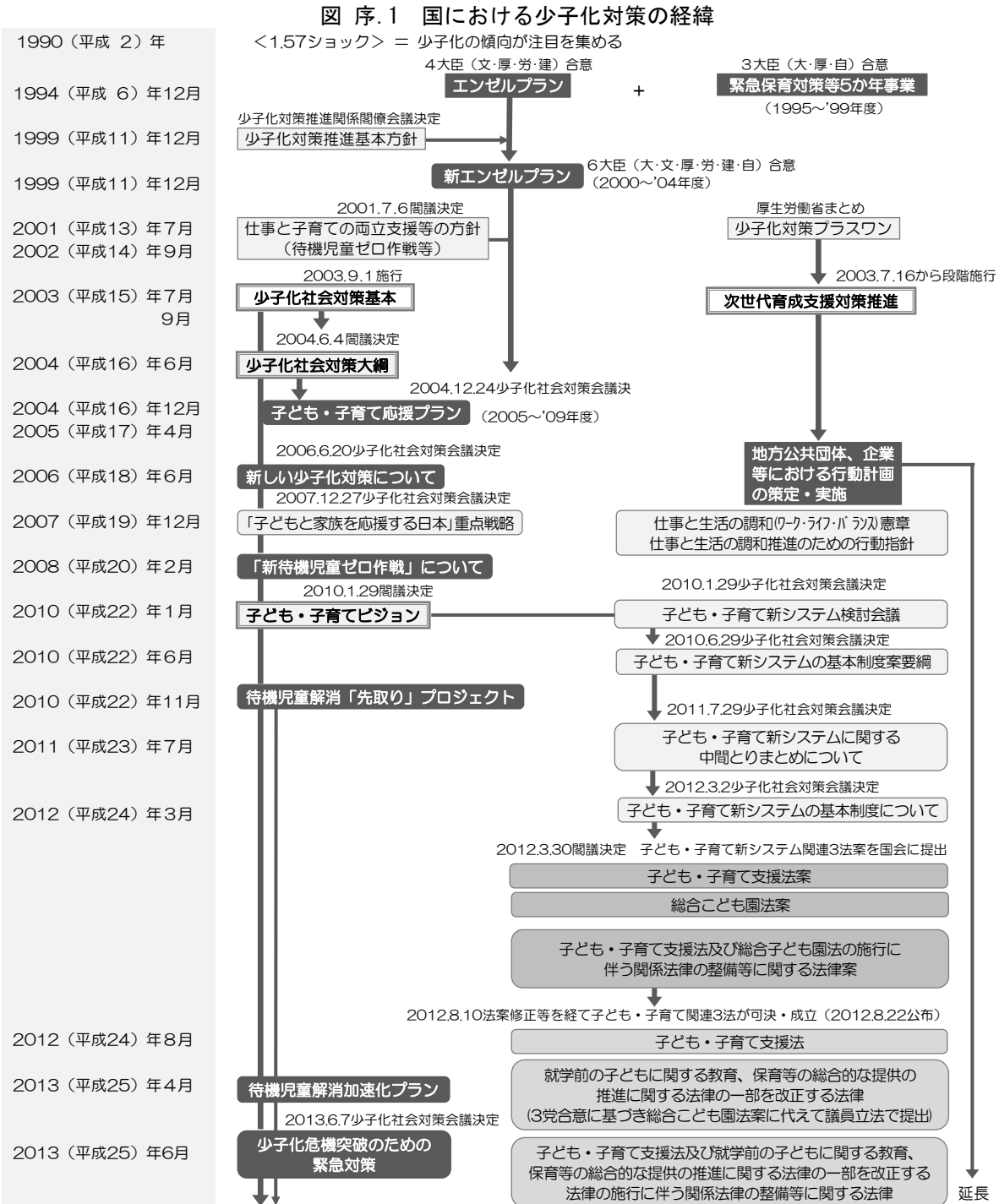
少子化対策の背景と 新制度の概要



序章 少子化対策の背景と新制度の概要

1 国における少子化対策の経緯

国がこれまで実施してきた経緯については下図のとおりですが、少子化に歯止めがかからないことや、今日子ども・子育てをめぐる様々な課題にも対応していく必要があるため、子ども・子育て支援新制度が誕生しました。



資料：内閣府発行「平成26年版少子化社会対策白書」より

2 新たな子育て支援制度の検討の背景

現在、我が国では出生率の低下に伴い少子化が進んでいます。子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。

また、待機児童問題や子育てと仕事を両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっており、そうした状況を前に、子どもが欲しいという希望を叶えられないという声も聞かれます。もとより、幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要とされています。

(1) 新制度の主なポイント

■保育の量的拡大・確保

新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の給付である「施設型給付」を創設し、財政支援を一本化することとされています。

また、新たな給付である「地域型保育給付」を創設し、6人以上19人以下の子どもを預かる「小規模保育」、5人以下の子どもを預かる「家庭的保育（保育ママ）」や子どもの居宅において保育を行う「居宅訪問型保育」、従業員の子どものほか地域の子どもの保育する「事業所内保育」の4つの事業について財政支援の対象とすることとされました。

こうした多様な保育を財政支援の対象とする「地域型保育給付」を創設することにより、特に待機児童が多く、施設を新設する場所を確保することが困難な都市部における保育の量の拡大と、子どもの数が減少傾向にあり施設の維持が困難である地域や、施設までの距離が遠いなど利用が困難な地域における保育の確保が可能となります。

さらに新制度では、給付の創設に併せて、従来の保育所などの認可制度の改善を行い、客観的な認可基準に適合し、必要な条件を満たす場合には、欠格事由に該当する場合や需給調整が必要な場合を除き、原則として認可するという透明性の高い認可の仕組みとすることで、特に大都市部での保育需要の増大に機動的に対応することとされています。市町村は、認可施設・事業に対し、施設等の利用定員を定めるなどの「確認」を行い、給付を実施することとなります。

■認定こども園制度の改善

今回の制度改正では、認定こども園の類型の一つである「幼保連携型認定こども園」を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置づけをもつ単一の認可施設とし、認可や指導監督等を一本化することなどにより、二重行政の課題などを解消し、その設置の促進を図ることとされています。

■地域の子ども・子育て支援の充実

保育が必要な子どもがいる家庭だけでなく、すべての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、市町村は事業計画を策定し、その計画に基づき、保護者が地域の教育・保育、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・助言等を行う利用者支援や、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、放課後児童クラブなど、市町村が行う事業を新制度では「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置づけ、財政支援を強化して、その拡充を図ることとされています。

(2) 子ども・子育て会議の設置

新制度では、有識者、地方公共団体、子育て当事者、子育て支援当事者などが子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、平成25年4月に内閣府で「子ども・子育て会議」が設置されました。

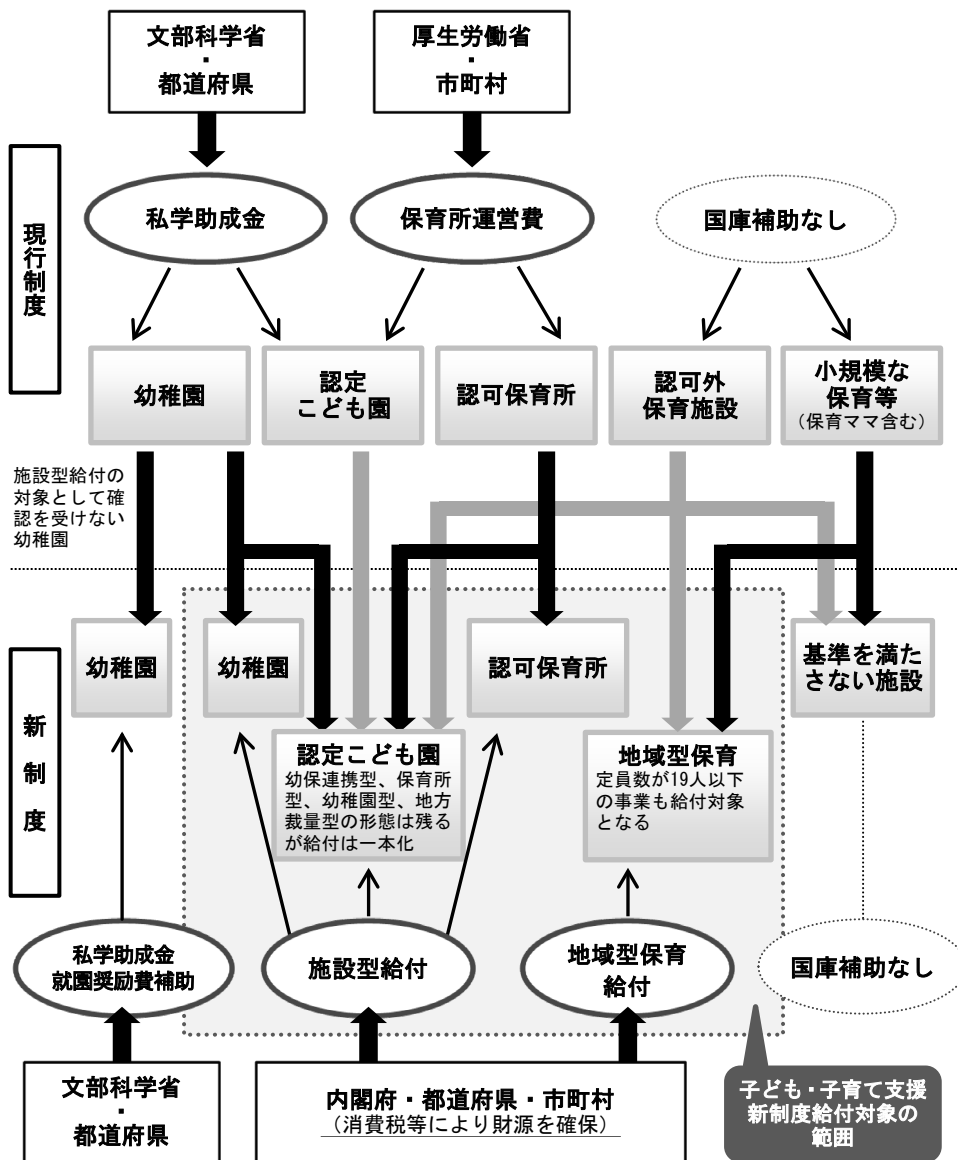
また、本市においても、地方版の「仙北市子ども・子育て会議」を平成25年11月に設置しました。

(3) 新制度の全体像

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

主なポイントは「保育の量的拡大・確保」「認定こども園の普及」「地域子ども・子育て支援の強化」です。

図 序.2 現行制度から新制度への移行



資料：国子ども・子育て会議資料

3 新制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

(1) 子どものための教育・保育給付

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

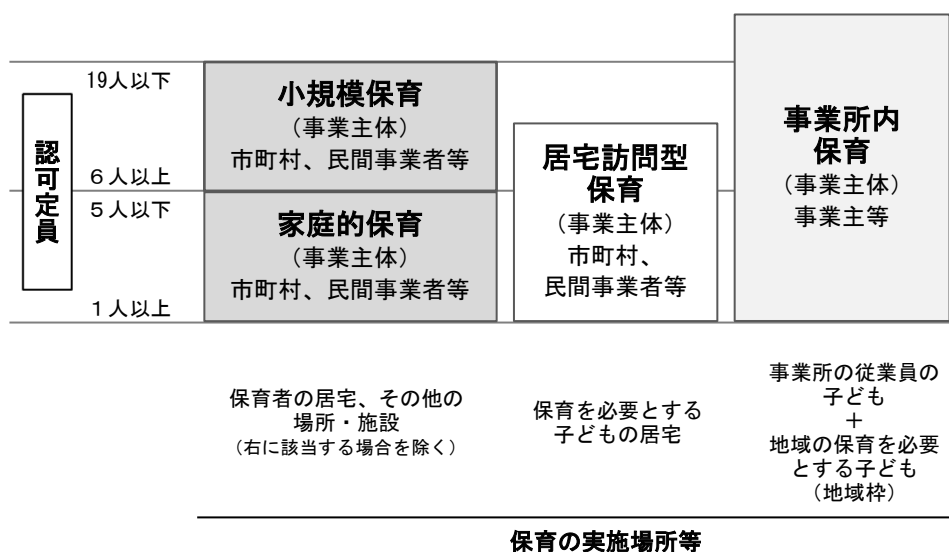
- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

■地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業については、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

図 序.3 地域型保育事業の構成

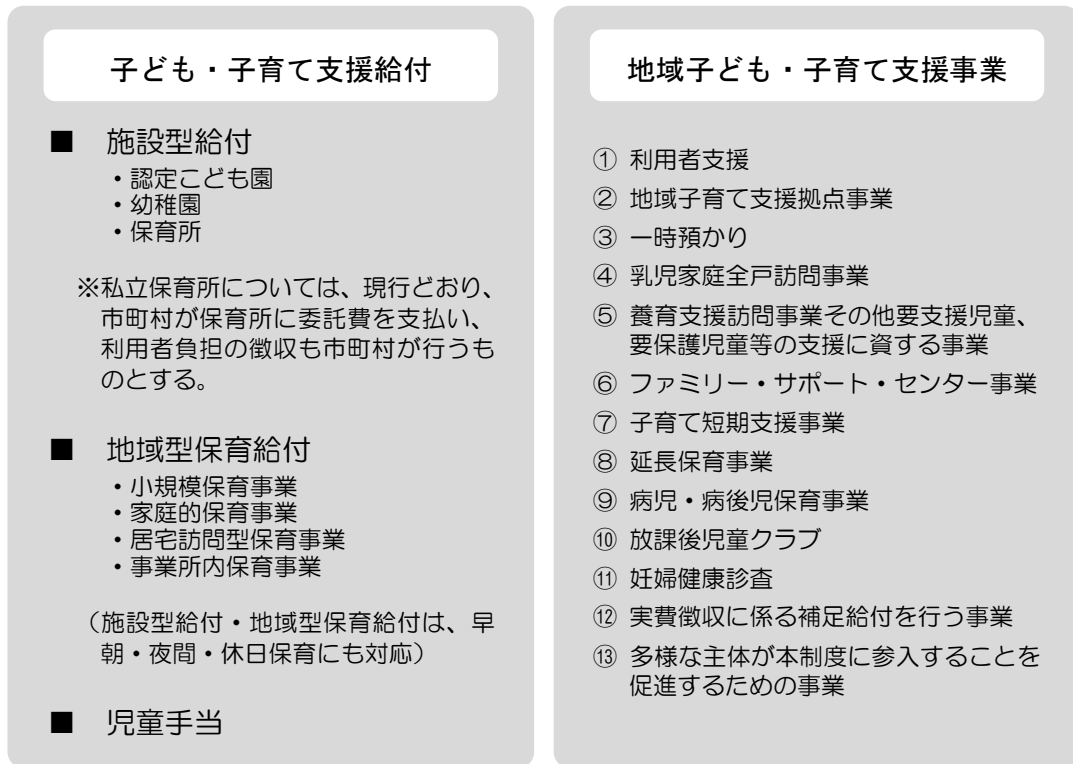


資料：国子ども・子育て会議資料

(2) 地域子ども・子育て支援事業の種類

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。この事業は子ども・子育て支援法で定められており、交付金の対象となります。

図 序.4 新制度における事業の体系



(3) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付する仕組みとなっています。

■ 認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育

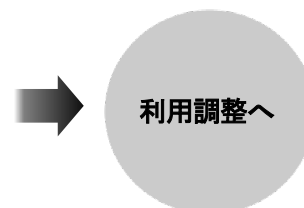
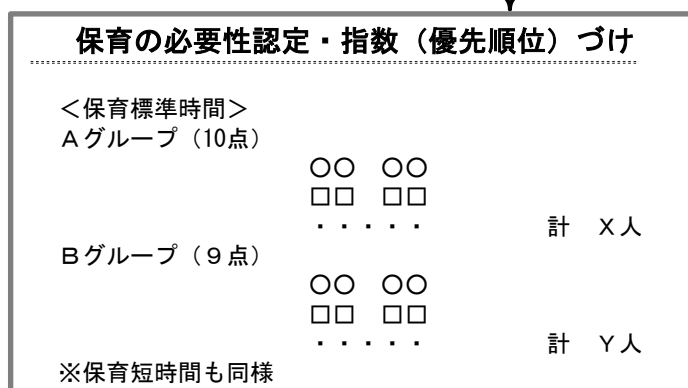
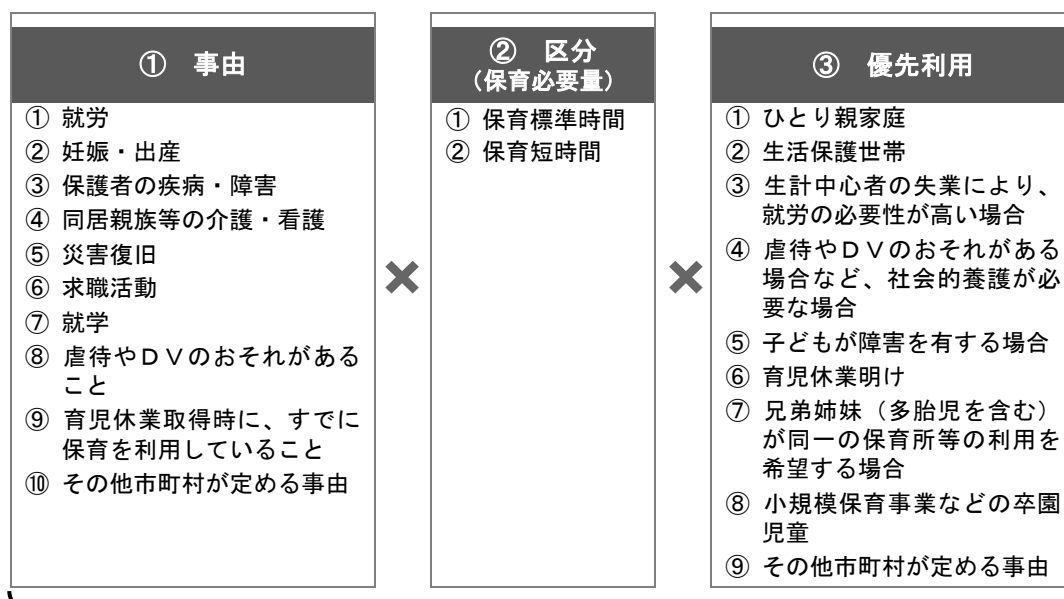
■認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の3点について基準を設定します。

事 由	① 就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労 ② 就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして仙北市が定める事由
区 分*	① 保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用（現行の11時間の開所時間に相当） ② 保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用（仙北市では、下限時間を64時間と設定）
優先利用	〇ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

図 序.5 保育の必要性の認定

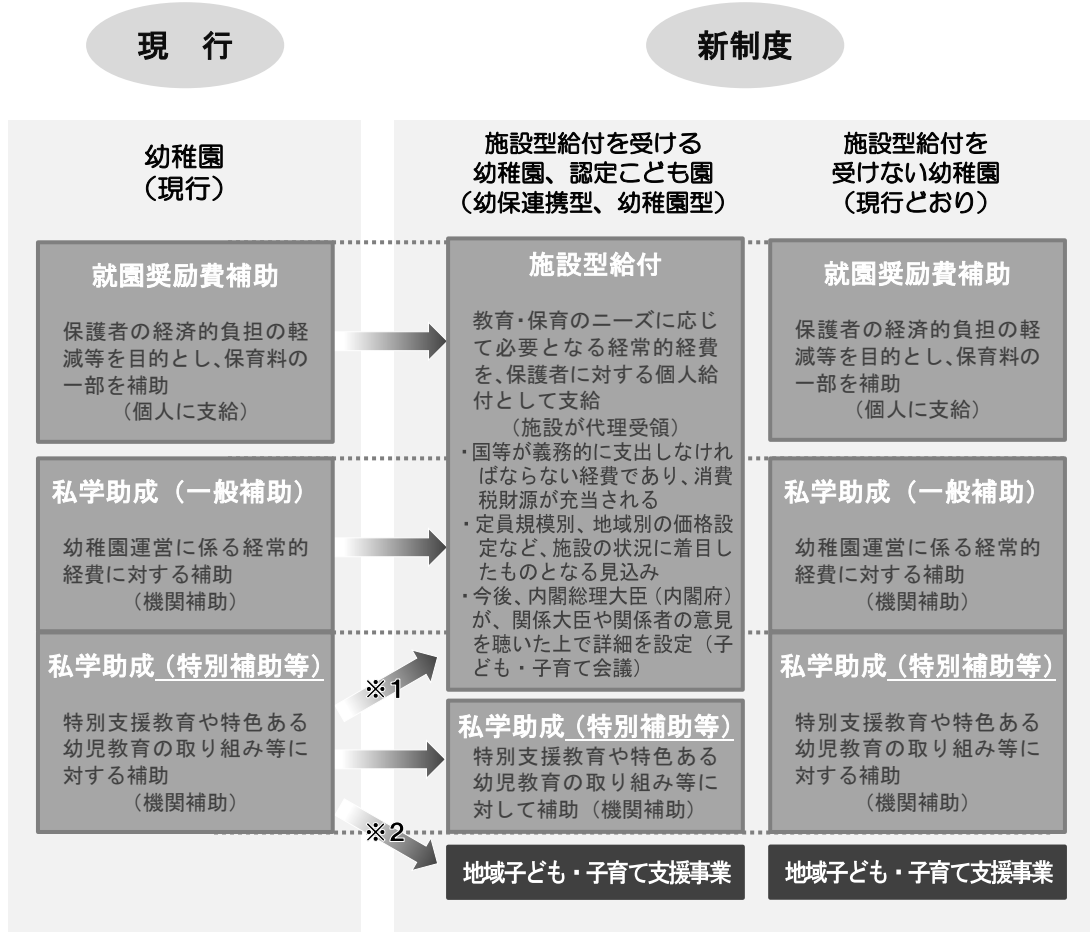


4 新制度における公費の仕組み

(1) 幼稚園に対する公費の仕組み

新制度では、幼稚園に対する私学助成（特別補助等）が下記のように変更されます。

図 序.6 新制度における公費の仕組みの変更イメージ（幼稚園）



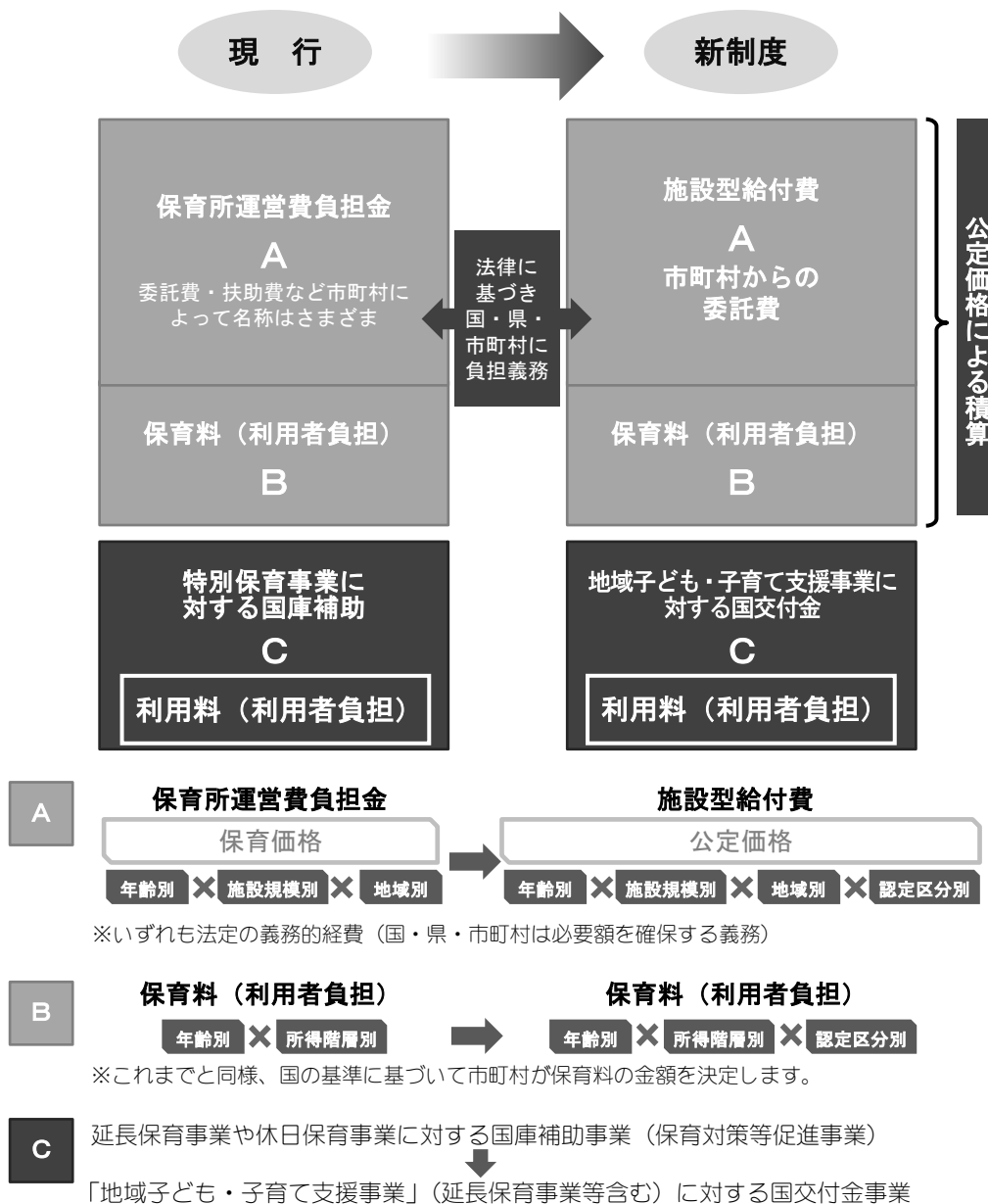
※1 現行制度において「預かり保育」は私学助成(特別補助)を受けて実施していますが、新制度では、認定こども園が市町村から「保育の必要性」の認定を受けた子どもを保育する場合については、標準的な教育時間を超える保育時間の経費を含む施設型給付を受けることができます。

※2 現行制度において私学助成(特別補助)を受けて実施している事業の一部は、市町村の委託を受けて実施する「地域子ども・子育て支援事業」に移行します。

(2) 保育所等に対する公費の仕組み

新制度では、保育所・認定こども園・小規模保育等を通じた給付制度が導入されることにより、どの施設を利用した場合でも、共通の仕組みで公費（給付）対象となります。

図 序.7 新制度における公費の仕組みの変更イメージ（保育所）



(3) 施設型給付の算定方法

施設型給付は以下の式で算定されます。

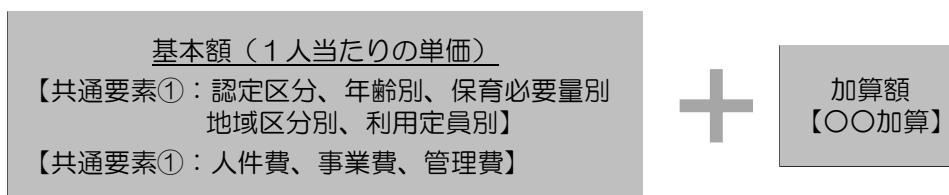
$$\text{公定価格} - \text{保育料} = \text{施設型給付費}$$

施設型給付費（市町村から）、保育料（園児の保護者から）のほかに、保護者から入学時納付金・入学検定料・教材費等の納入を受け、園の収入とすることができます。

◆公定価格

公定価格は、1号・2号・3号の認定区分、保育必要量、施設の所在地等を踏まえて、施設運営に必要な費用を勘案した上で、国が定める基準によって最終的に算定されます。また、施設運営に必要な費用の勘案にあたっては、施設毎の職員配置基準などを踏まえた人件費・事業費・管理費、といった運営コストも考慮されます。

図 序.8 公定価格に関するイメージ図



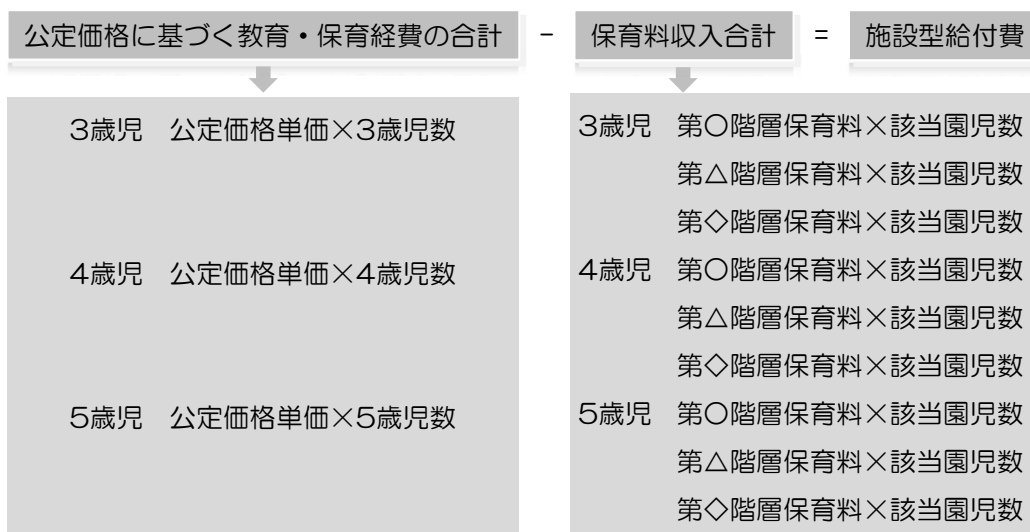
◆保育料（利用者負担）

新制度の様々な支援にかかる保育料の額は、保護者の所得に応じて、国が定める基準を上限として、市町村が設定します。

◆施設型給付費

○利用者の在住市町村に請求し、在住市町村から施設に支払われます。（毎月支払い）

図 序.9 施設型給付費の算定イメージ（施設型給付対象の幼稚園の場合）



※園児数は当該月の初日在籍児童数、園の規模・所在地に応じた単価表で計算



第1章



計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

前述した国の少子化対策と連動して、仙北市（以降「本市」という。）においても、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成16年度に仙北市次世代育成支援行動計画（前期計画）を策定し、子育て支援の推進に努めてきました。その5年後の平成21年度に改訂した後期計画では、社会情勢のさらなる変化や、より多様化する市民ニーズにも対応できるよう前期計画を評価・検討し、新たに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現する視点を追加しました。また、病児・病後児保育等、一層の保育サービスの拡充や子どもに関わる相談体制の充実を図るなど、必要な見直しを行いました。

その後、国では「社会保障・税一体改革大綱」により、子どもを生み育てやすい社会を目指して、新たな子ども・子育て支援制度を創設することを決定しました。平成24年8月には、「子ども・子育て関連3法」が成立し、子ども・子育て支援新制度に向けて、本格的な準備が始まりました。3法の一つ、「子ども・子育て支援法」では、「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことを目的としています。

子ども・子育て支援については、この法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

また、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもに対し、身近な地域において法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要があります。

このため、本市では子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、市内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容を盛り込んだ「仙北市子ども・子育て支援事業計画」を作成し、この計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとしました。

2 計画の位置づけ

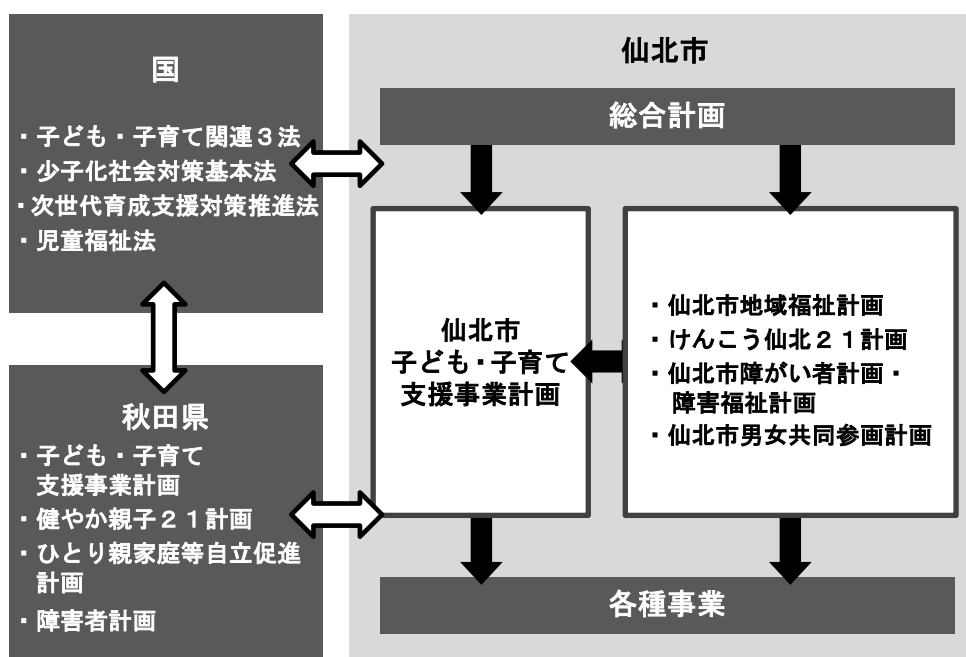
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国が定めた基本指針に即して策定するものです。

また、平成26年4月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し、法の期間が10年間延長されたため、これまで本市が取り組んできた次世代育成支援行動計画を踏まえながら、子ども・子育て支援に関する様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるため、関連計画との整合性を図って策定しました。

3 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「仙北市総合計画」や関連する「仙北市地域福祉計画」「けんこう仙北21計画」「仙北市障がい者計画・障害福祉計画」「仙北市男女共同参画計画」の施策について整合性を図りながら、子ども・子育て支援に必要な施策を立案しました。

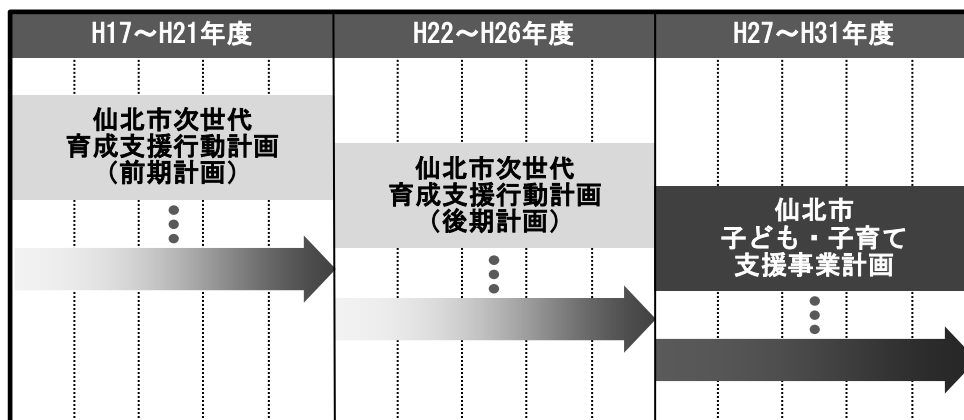
図1.1 他計画との連携



4 計画期間

本計画の期間は、法律に基づき平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

図1.2 計画期間

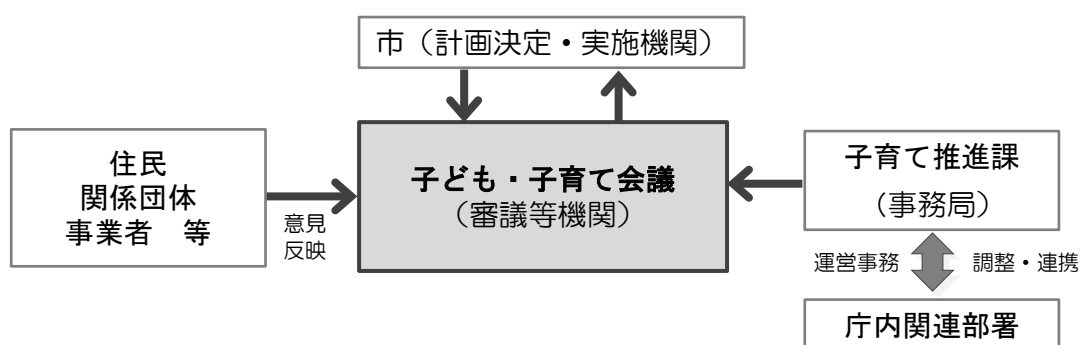


5 計画の策定体制と市民意見の反映

本計画の策定体制としては、「仙北市子ども・子育て会議」を設置し、地域の関係者や一般公募から選ばれた市民代表者を委員として委嘱しました。委員からは計画策定に対する意見を求めるとともに計画策定に必要な各検討課題に対して審議を行った結果を計画に反映しました。

また、妊婦から小学校4年生までの児童のいる家庭における子育ての実態や意向を反映するため、平成25年度に実施した「子ども・子育てに関するニーズ等調査」（以降「ニーズ調査」という。）の結果や、計画案に対するパブリックコメントを実施して得られた意見や要望を精査したうえで計画に反映しました。

図1.3 計画の策定体制



6 県や近隣市町村との連携

ニーズ量の把握や事業の提供量の確保策については、県及び近隣市町と相互に連携を図りました。



第2章



子ども・子育て支援の 現状と課題

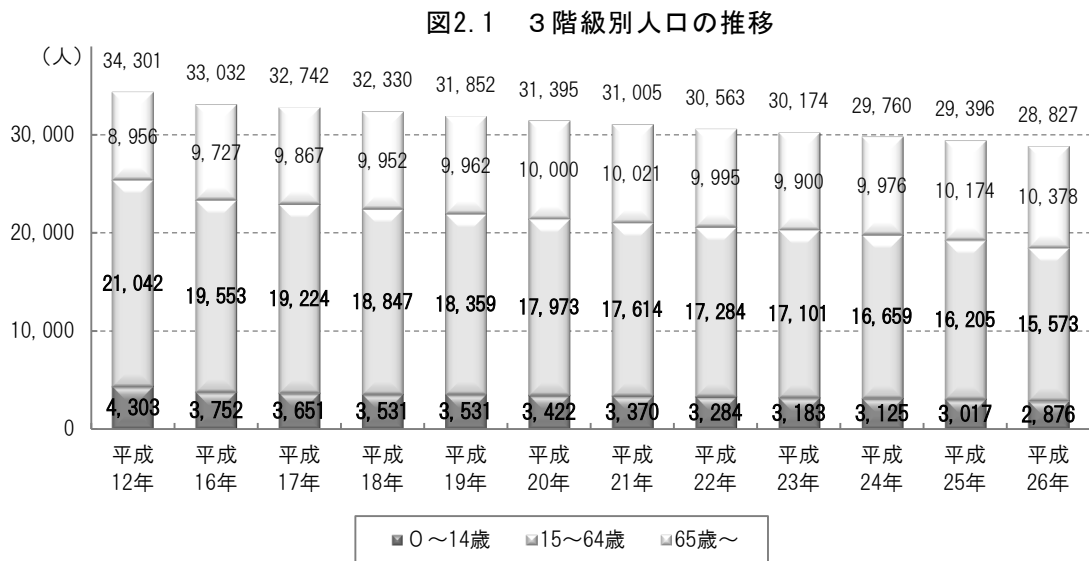


第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 本市における人口と子ども人口の状況

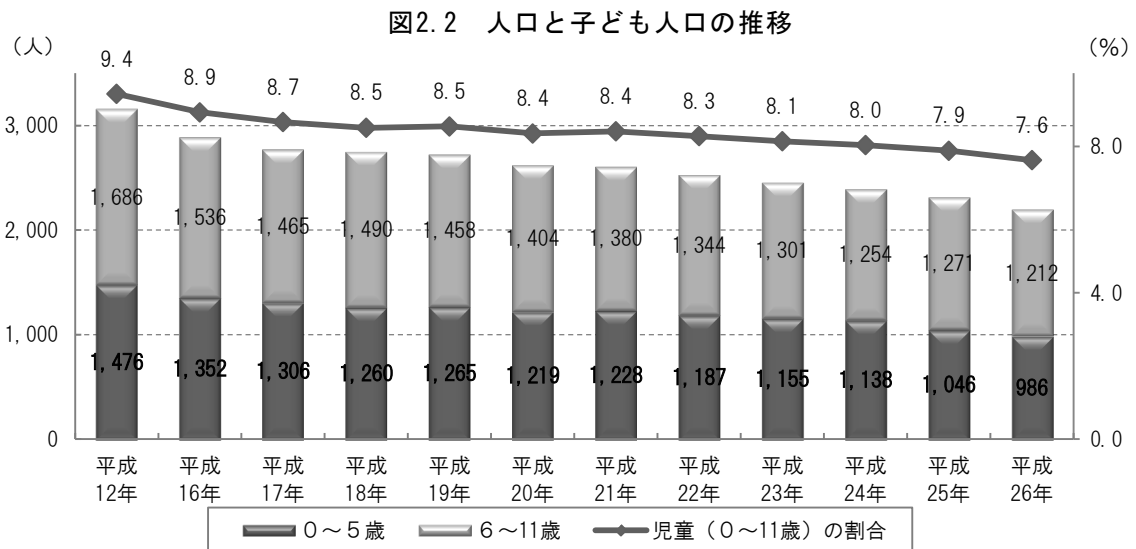
(1) 人口と子ども人口の推移

本市の人口は平成12年以降徐々に減少している状況です。3階級別人口をみると、平成12年以降老年人口（65歳以上）は大きく増加し、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

子ども人口（就学前児童および小学校児童）もまた、平成12年以降減少していることから、総人口に対する児童（0～11歳）の割合は徐々に低下しています。

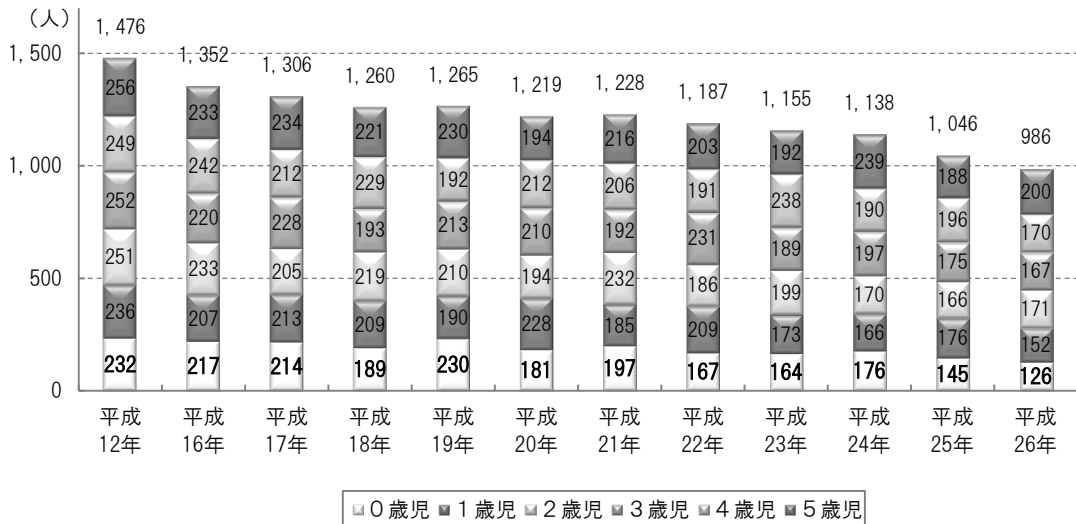


※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

さらに就学前児童（0～5歳）の1歳階級別人口推移をみると、平成12年から平成26年にかけて各年齢とも減少しています。また、0歳児は平成18年に一時大きく減少し、その後平成19年にやや増加したものの平成22年にふたたび大きく減少し、以降も減少傾向は続きます。このように0歳児人口・生産年齢人口（15～64歳）がともに減少していることから今後も児童数の減少は続くものと見込まれます。

図2.3 0～5歳児の人口推移

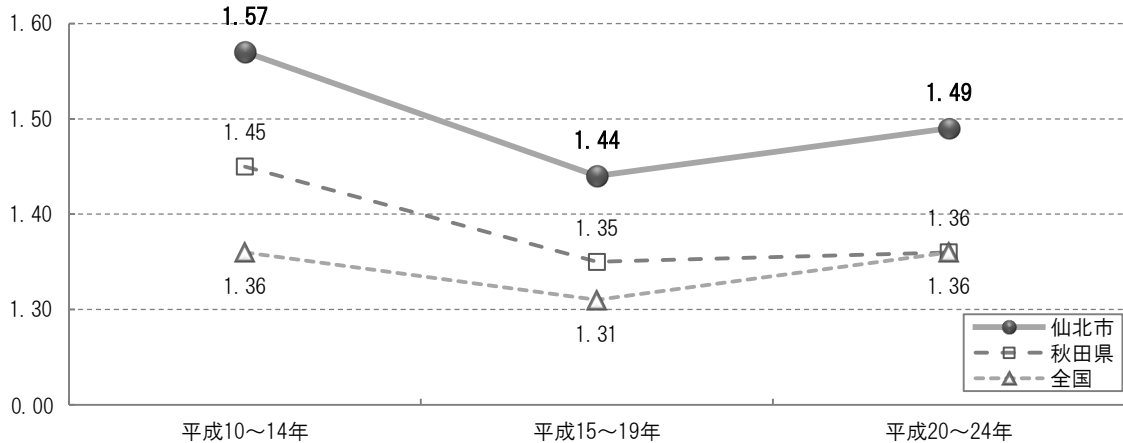


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

（2）合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率※は、全国・県を大きく上回っています。平成15～19年で大きく下降しましたが平成20～24年にやや上昇しています。

図2.4 合計特殊出生率の推移



資料：仙北市…秋田県医務課からの人口動態統計

全国・秋田県…厚労省 人口動態保健所・市区町村別統計

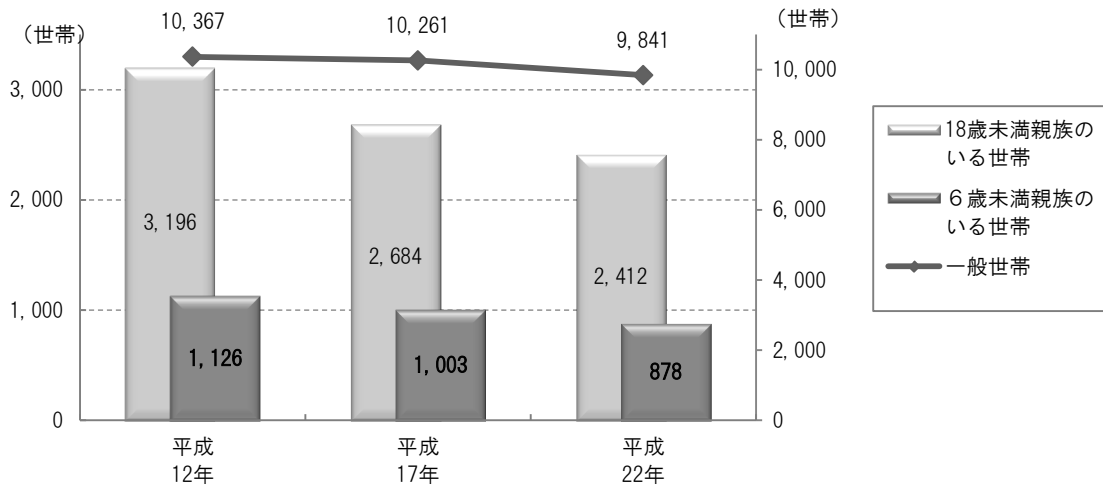
※合計特殊出生率…一人の女性が生涯に産む子どもの数

2 子育て家庭の状況

(1) 子育て世帯の推移

平成12年から平成22年の子育て世帯数の推移をみると、一般世帯の減少に伴って、6歳未満親族のいる世帯と18歳未満親族のいる世帯ともに減少しています。

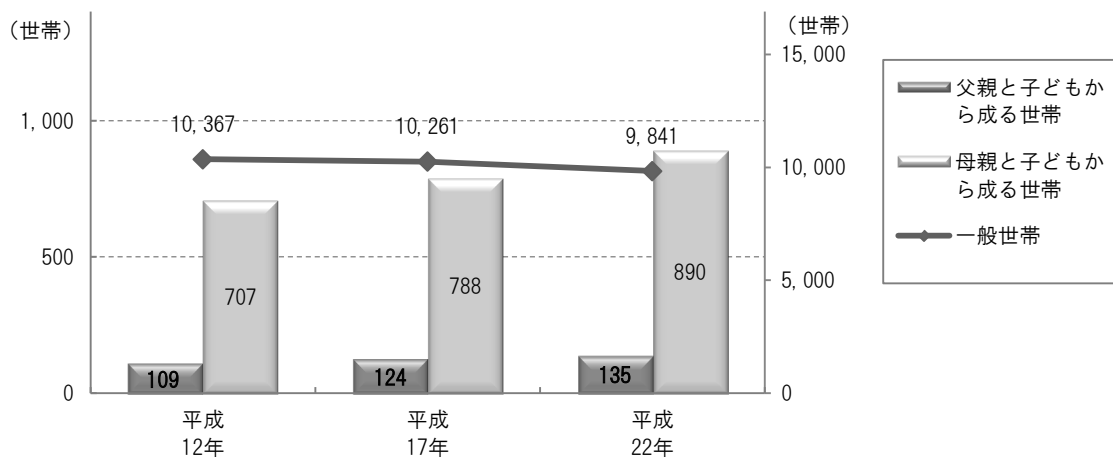
図2.5 子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移



資料：国勢調査（各年10月）

また、ひとり親世帯の推移をみると、父親・母親と子どもから成る世帯はともに増加し、特に母親世帯の世帯数が多く、かつ大きく増加しています。

図2.6 ひとり親世帯の推移



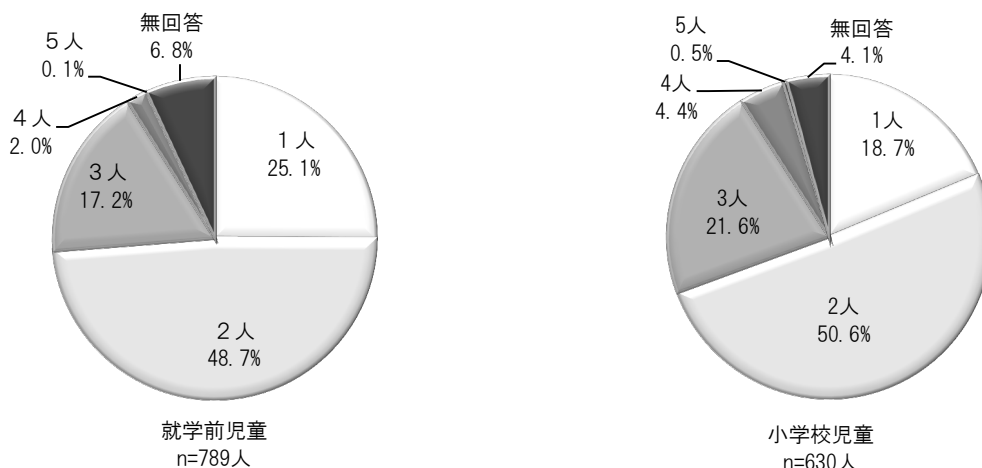
※平成12年は、旧田沢湖町・旧角館町・旧西木村の各数値の合算値です。

資料：国勢調査（各年10月）

(2) 子育て世帯の子ども人数と主な保育者

ニーズ調査の結果をみると、就学前児童の世帯に対する子どもの人数は、「2人」が最も多く、次いで「1人」「3人」の順となっています。一方、小学校児童では「2人」が最も多く、次いで「3人」「1人」の順となり、「2人」以上の世帯が約半数を占めています。

図2.7 子育て世帯の子ども人数



資料：ニーズ調査結果（平成25年12月）

親族等の協力者は「日常的にいる」が4割台、「緊急時はある」が5割台である一方、育児するうえで孤立状態となる「(親族等協力者は) いずれもない」方は1割未満となっています。また、「相談できる人がいる」と回答した人は9割以上となっていますが、相談できる場所や人がいない保護者も5%います。

図2.8 主な親族等協力者の状況

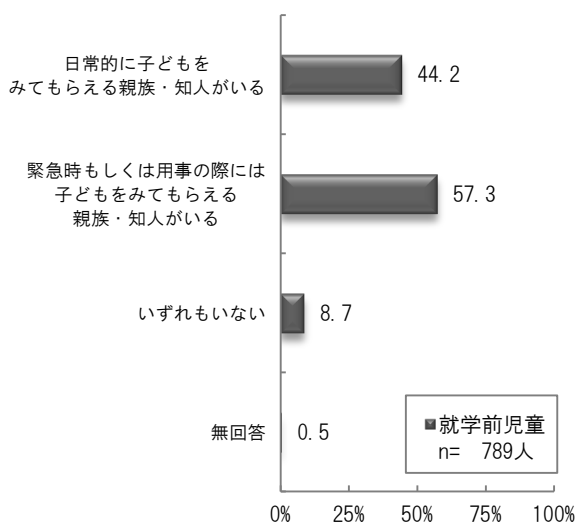
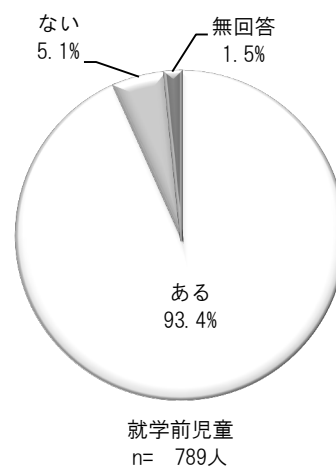


図2.9 気軽に相談できる人の有無



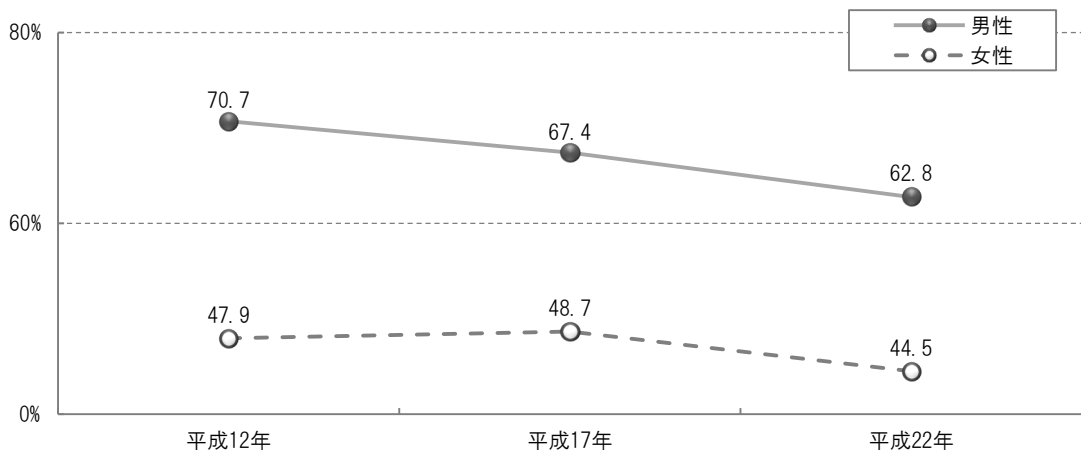
資料：ニーズ調査結果（平成25年12月）

3 就労状況

(1) 本市の就業率

15歳以上の就業率をみると、男女ともに就業率は低下傾向にあります。男性の就業率の低下には、既に離職した高齢者の増加も要因のひとつになっていると考えられます。

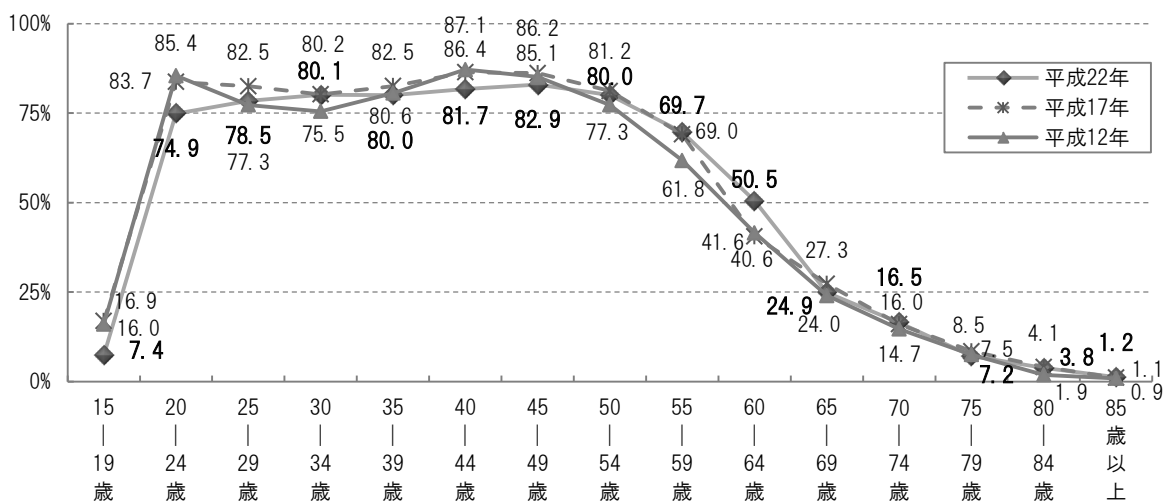
図2.10 男女別就業率の推移



※平成12年は、旧田沢湖町・旧角館町・旧西木村の各数値の合算値から算出しています。
資料：国勢調査（各年10月）

女性の年齢別労働力率は、平成12年及び17年は20～24歳と40～44歳をダブルピークとするM字カーブを描いていますが、平成22年には谷間は解消されたものの、ピークとなっていた年齢の労働力率が低くなっています。労働力率をあげるためにも、子どもの育児（子育て）期間でも就業できるような環境整備が必要です。

図2.11 女性の年齢別労働力率



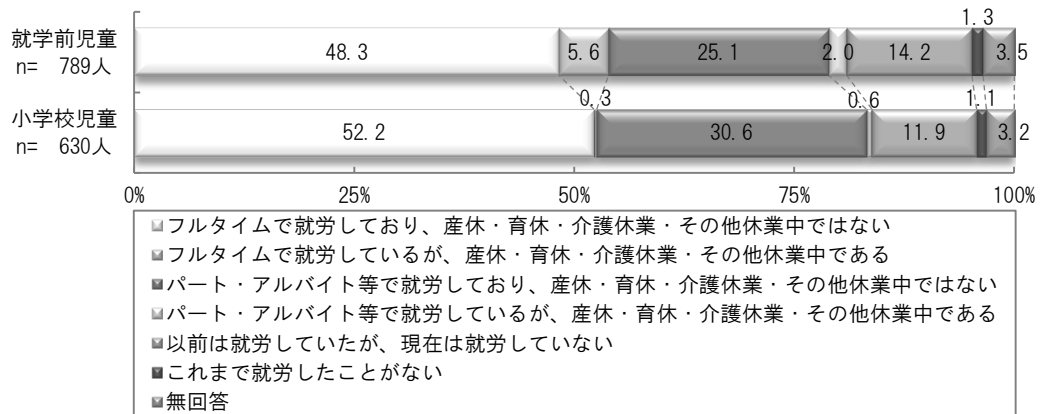
※平成12年は、旧田沢湖町・旧角館町・旧西木村の各数値の合算値から算出しています。
資料：国勢調査（各年10月）

(2) 母親の就労状況

就学前児童の母親では、フルタイム等の就業形態にかかわらず「就労しており、産休・育休・介護休業・その他休業中ではない」方が7割以上あり、現在「産休・育休・介護休業・その他休業中である」方が1割弱となっています。

一方、小学校児童の母親では「就労しており、産休・育休・介護休業・その他休業中ではない」方が8割以上の状況です。

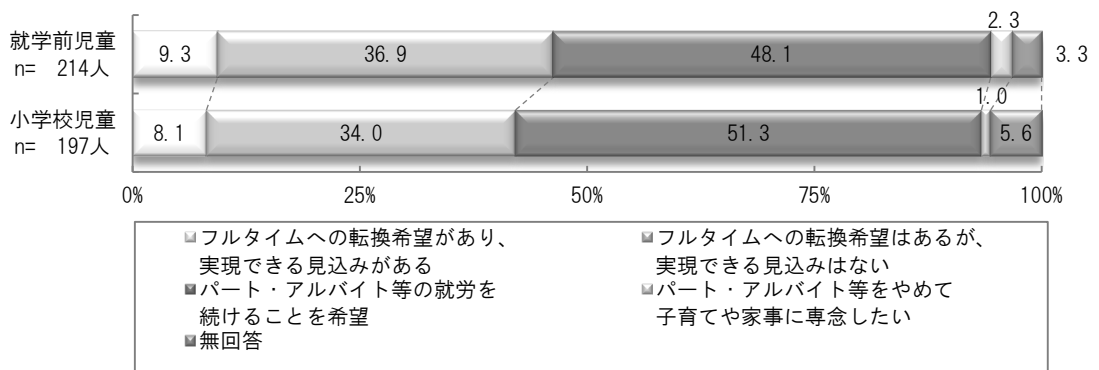
図2.12 母親の就労状況



資料：ニーズ調査結果（平成25年12月）

また、母親のパートタイムからフルタイム勤務への意向は就学前児童、小学校児童ともに4割台の状況です。

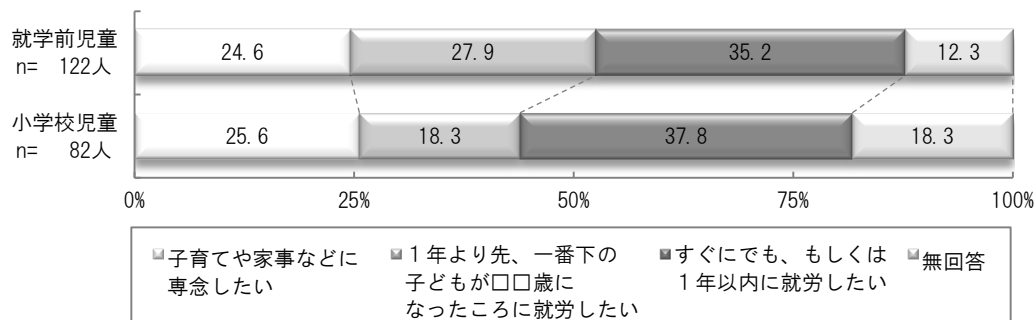
図2.13 母親のパートタイムからフルタイム勤務への意向



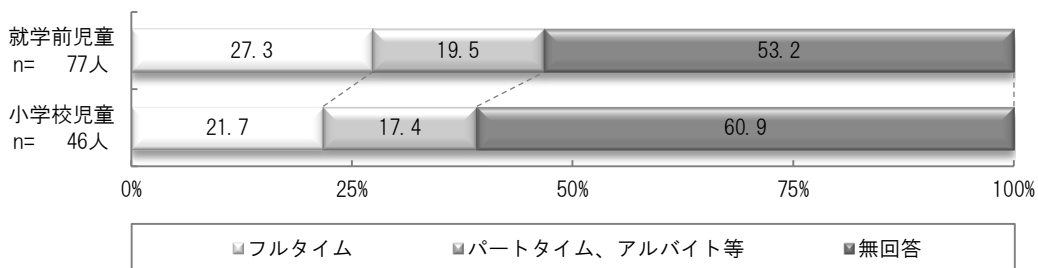
資料：ニーズ調査結果（平成25年12月）

現在、就労していない母親の今後の就労希望をみると、就学前児童と小学校児童ともに「1年以内に就労したい」方が3割台あり、希望する就労形態は「フルタイム」が2割台あることから、教育・保育事業の潜在的な利用希望者が見込まれます。

図2.14 就労していない母親の今後の就労希望



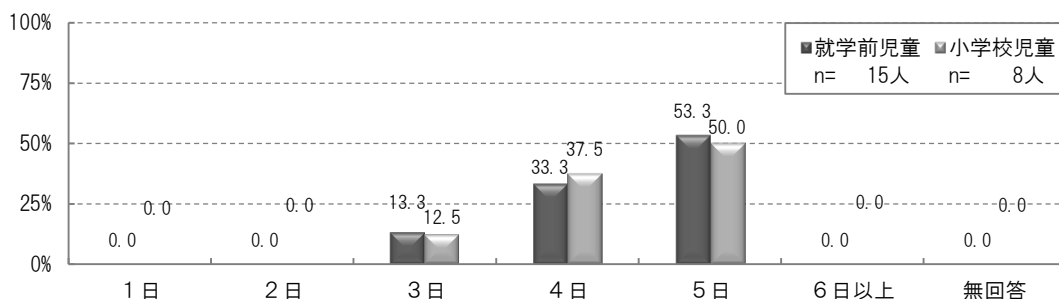
希望する就労形態



資料：ニーズ調査結果（平成25年12月）

母親の1週間当たりの希望就労日数をみると、就学前児童と小学校児童ともに「5日」が最も多く、次いで「4日」「3日」の順となっています。

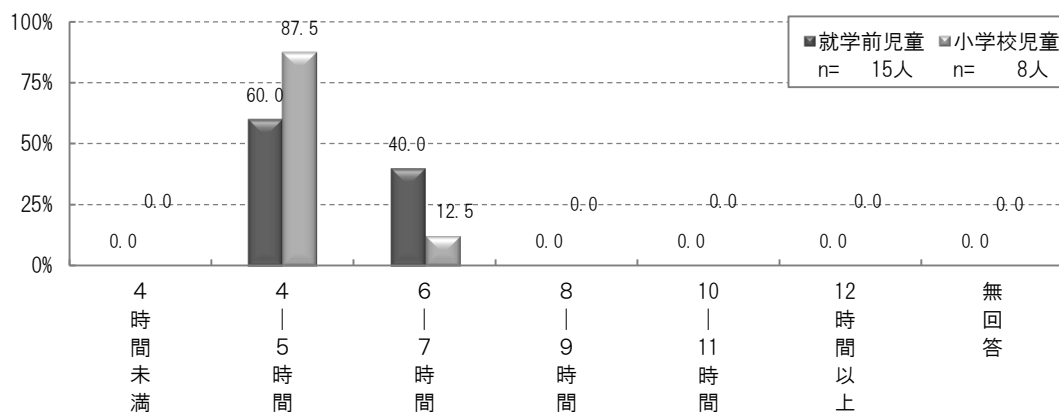
図2. 15. 1 母親の希望就労日数（1週当たり）



資料：ニーズ調査結果（平成25年12月）

また、1日当たりの希望就労時間では、「4-5時間」が最も多く、次いで「6-7時間」であることから、これらに対応できるような保育時間の整備が必要となります。

図2. 15. 2 母親の希望就労時間（1日当たり）



資料：ニーズ調査結果（平成25年12月）

4 子育て支援事業の提供体制と利用状況

(1) 子育て支援事業の提供体制

本市の子育て支援事業の提供体制は、平成25年10月時点で下表のとおりとなっています。

表2.1 子育て支援事業の提供体制（平成25年度）

子育て支援サービス事業名	単位	施設数等	定員数 (人)
1 幼児期の教育・保育事業			
幼稚園	か所	4	290
認定こども園	か所	-	-
認可保育所	か所	8	764
へき地保育園	か所	1	15
2 地域型保育事業			
小規模認可保育所	か所	-	-
家庭的保育	か所	-	-
居宅訪問型保育	か所	-	-
事業所内保育施設	か所	1	25
本市認証・認定の保育所	か所	-	-
認可外保育施設	か所	1	9
3 地域の子育て支援事業			
子育て短期支援事業	か所	2	
地域子育て支援拠点事業	か所	6	
一時預かり事業	か所	9	
病児・病後児保育事業	か所	-	-
ファミリー・サポート・センター事業（預かり会員）	人	-	-
放課後児童クラブ（学童保育）	か所	6	256

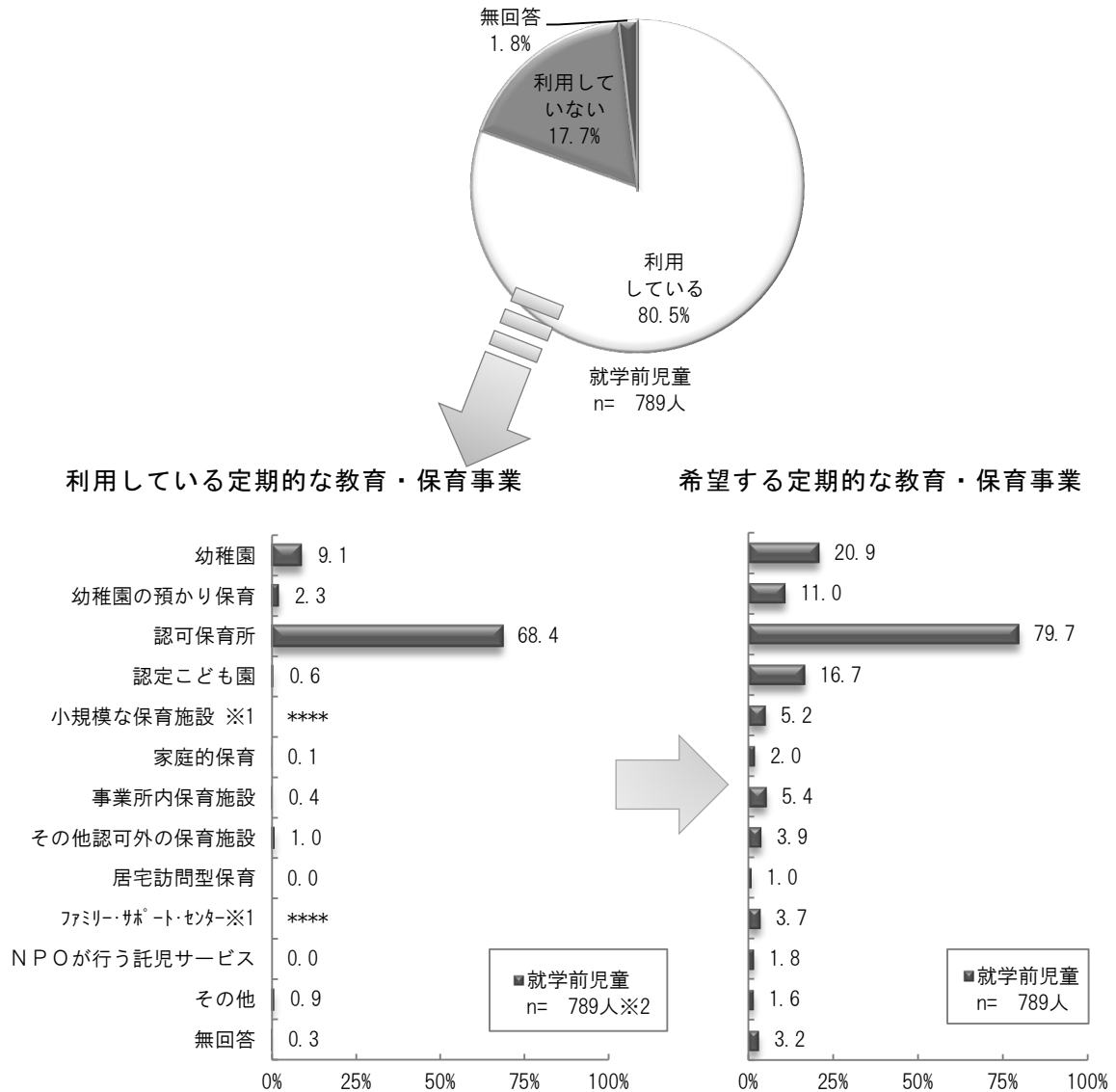
資料：子育て推進課調べ

(2) 子育て支援事業の利用状況

定期的な教育・保育事業（全体）を利用している就学前児童は8割強あり、利用者のほとんどが「認可保育所」を利用し、約1割が「幼稚園」となっています。

また、希望では「認可保育所」が約8割、次いで「幼稚園」が約2割、「認定こども園」は約1割半となっています。

図2.16 定期的な教育・保育事業の利用状況



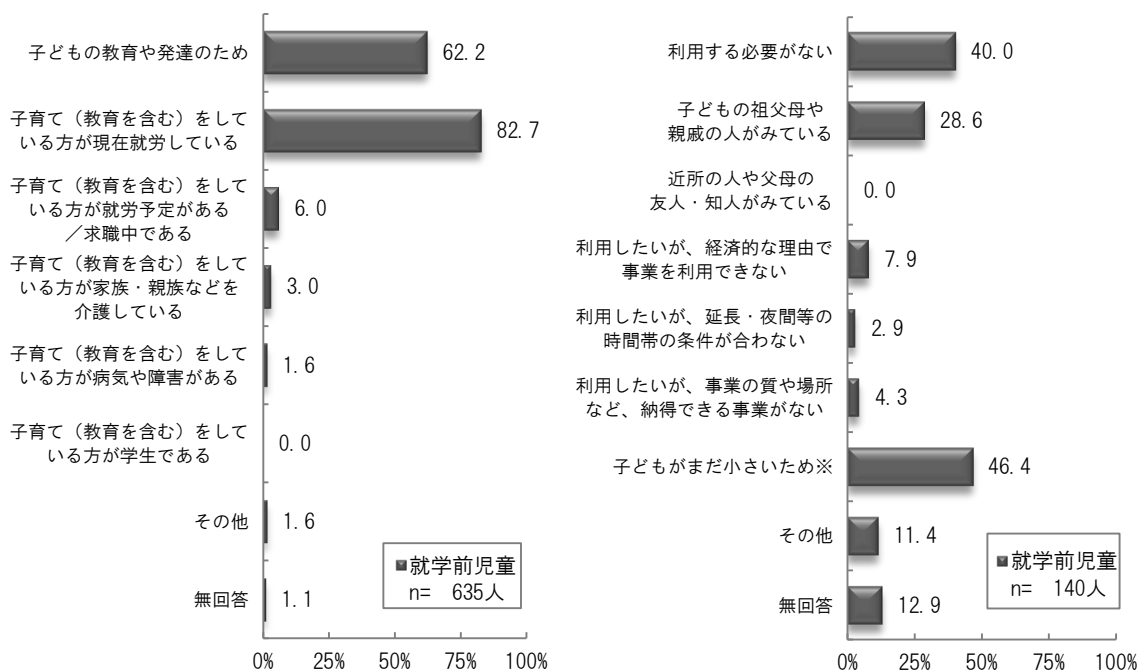
※1 本市では実施していません。

※2 利用中の定期的な教育・保育事業の割合は、希望と同じ母数789人としました。

資料：二一ズ調査結果（平成25年12月）

定期的な教育・保育事業を利用している方のほとんどは、「現在就労している」「子どもの教育や発達のため」に預けているようです。また、利用していない方は「子どもがまだ小さいため」が4割台である一方で、「利用する必要がない」方も4割と なっています。

図2.17 定期的な教育・保育事業を利用する理由と未利用理由



※(何歳になったら利用しようと考えている。)
資料：ニーズ調査結果(平成25年12月)

5 施策の進捗評価

仙北市次世代育成支援行動計画（後期計画）は、7つの基本目標と26施策83事業により構成され、その結果として目標達成できた1事業（1.2%）、充実・改善できた10事業（12.0%）、現状維持であった68事業（81.9%）、未実施であった4事業（4.8%）という進捗評価となりました。

未実施であった事業は、施策「地域における子育て支援サービスの充実」の中の「乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）」「ファミリー・サポート・センター事業」「育児支援家庭訪問事業」、施策「保育サービスの充実」の中の「休日保育事業」の4事業でした。

表2.2 施策の進捗評価

《基本目標1 地域における子育ての支援》

次世代育成支援行動計画（後期計画）		
施策分野	事業	進捗評価
1. 地域における子育て支援サービスの充実	①居宅において保護者の児童の養育を支援する事業	
	乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）	E
	ファミリー・サポート・センター事業	E
	育児支援家庭訪問事業	E
	②保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業	
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	B
	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト）	C
	幼稚園預かり保育	A
	③児童の養育に関する諸問題について、保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言を行う事業	
	地域子育て支援センター	C
	つどいの広場事業	B
	④自治体の子育て支援事業に関する情報提供・助言及び利用のあっせん等の実施	
	情報提供	C
育児講座（保育所）	C	
2. 保育サービスの充実	①保育所定員	B
	②通常保育・延長保育事業	C
	③休日保育事業	E
	④一時保育事業	C
	⑤認定こども園の設置、幼保の一体化	B
3. 子育て支援のネットワークづくり	①子育てネットワークの整備	B
	②情報提供体制の強化	C

※「A」：目標達成、「B」：充実、改善が図られた、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、「F」：評価できず

4. 児童の健全育成	①児童の居場所や活動の場の確保	
	既存施設を利用した居場所づくり	B
	中学生・高校生の居場所づくり	C
	体験学習の場の整備	C
	②健全育成及び非行対策	
	教育・啓発活動	C
	少年非行の防止及び立ち直りの支援	C
	③引きこもり及び不登校への対応	C
④子どもを取り巻く有害環境対策の推進	C	
⑤民生児童委員活動の充実	C	
5. 交流事業の充実	①世代間・異年齢児との交流	
	②園庭・園舎の開放	

※「A」：目標達成、「B」：充実、改善が図られた、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、「F」：評価できず

《基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進》

次世代育成支援行動計画（後期計画）		
施策分野	事業	進捗評価
1. 子どもや母親の健康の確保	①母子健康手帳交付時の指導と相談	C
	②妊産婦・新生児等訪問指導	C
	③妊婦・乳幼児健康診査	C
	④育児相談	C
	⑤学校保健法による健康診査等	C
2. 「食育」の推進	①食育の推進	B
	②地産地消の推進	B
	③体験学習等の充実	B
3. 思春期保健対策の充実	①性教育	C
	②たばこ・アルコール・薬物に関する教育	C
	③思春期保健事業	C
4. 小児医療の充実	①小児医療の充実	C
	②周産期医療の強化	C
	③乳幼児医療費助成	B
	④小児救急法講習会	C

※「A」：目標達成、「B」：充実、改善が図られた、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、「F」：評価できず

《基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備》

次世代育成支援行動計画（後期計画）		
施策分野	事業	進捗評価
1. 次代の親の育成	①次代を担う親の教育	C
	②児童の人権の確保	C
2. 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	①確かな学力の向上	C
	②豊かな心の育成	C
	③健やかな身体の育成	C
	④信頼される学校づくり	
	学校と地域の連携（学校支援地域本部事業）	C
	学校と地域の連携（特色ある幼稚園・学校づくり）	C
	学校施設整備	C
	交流事業の充実	C
3. 家庭や地域の教育力の向上	⑤幼児教育の充実	C
	①家庭教育への支援の充実	
	家庭教育ネットワークの充実	C
	②地域の教育力の向上	
	地域活動の充実	C
スポーツクラブ等の整備	C	
4. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	①有害環境対策の推進	C

※「A」：目標達成、「B」：充実、改善が図られた、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、「F」：評価できず

《基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備》

次世代育成支援行動計画（後期計画）		
施策分野	事業	進捗評価
1. 良質な住宅の確保	①住宅の確保	C
2. 良好な居住環境の確保	①居住環境の確保	C
3. 安全な道路交通環境の整備	①道路交通環境の整備	C
4. 安心して外出できる環境の整備	①公共施設、公共交通機関、建築物等のユニバーサルデザインを考慮した整備	C
	②子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	C
	③子育て世帯への情報提供	C
5. 安全・安心のまちづくり推進等	①防犯施設の整備	C
	②公共施設の安全対策	C
	③公園等の整備	C

※「A」：目標達成、「B」：充実、改善が図られた、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、「F」：評価できず

《基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進》

次世代育成支援行動計画（後期計画）		
施策分野	事業	進捗評価
1. 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	①多様な働き方の実現及び働き方の見直し等	C
2. 仕事と子育ての両立の推進	①仕事と子育ての両立の推進	C
	②男女共同参画社会の形成	C

※「A」：目標達成、「B」：充実、改善が図られた、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、「F」：評価できず

《基本目標6 子ども等の安全の確保》

次世代育成支援行動計画（後期計画）		
施策分野	事業	進捗評価
1. 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	①交通安全教育の推進	C
	②交通安全団体の支援	C
	③チャイルドシートの正しい使用の徹底	C
2. 子どもを犯罪等から守るための活動の推進	①防犯対策	C
	②地域での見守り	C
	③防犯講習の実施	C
3. 防災活動	①防災活動	C

※「A」：目標達成、「B」：充実、改善が図られた、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、「F」：評価できず

《基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進》

次世代育成支援行動計画（後期計画）		
施策分野	事業	進捗評価
1. 児童虐待防止対策の充実、被害に遭った子どもの保護の推進	①虐待防止ネットワークの構築	
	虐待防止ネットワークの連携強化	C
	地域や民間の参加促進	C
	②早期発見、早期対処	C
	③相談機能の強化	C
	④母親への支援	C
2. ひとり親家庭の支援の推進	①ひとり親家庭の支援	C
	⑤被害に遭った子どもの保護の推進	C
3. 障がい児施策の充実	①障がい児施策の充実	C

※「A」：目標達成、「B」：充実、改善が図られた、「C」：現状維持、「D」：停滞、「E」：未実施、「F」：評価できず

6 本市における課題の整理

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や次世代育成支援行動計画（後期計画）の施策進捗評価に基づき8つの課題をあげました。これらの課題に対する施策を優先的に推進します。

課題1 子育て中の保護者の視点に立った施策展開

地域の子育て支援の環境や支援に対する満足度は、就学前児童と小学校児童ともに「やや不満+不満」という評価が「やや満足+満足」を上回りました。5点満点として全回答者の平均点をみると、就学前児童（2.73点）、小学校児童（2.70点）ともに「普通（3点）」評価より低い結果となりました。また、出産予定の方でも、同様の結果となりました。この評価を引き上げるためには、子育て中の保護者または出産予定の方の視点に立った施策展開が必要です。

課題2 ニーズに対応した認定こども園、幼稚園、認可保育所等の整備

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と今後の利用希望の比率をみると、「認定こども園」「幼稚園」「認可保育所」の希望割合がいずれも10ポイント以上伸びています。また、「幼稚園の預かり保育」「小規模な保育施設」「事業所内保育施設」についても5～8ポイント伸びています。そのため、利用者の新たなニーズに対応できるよう認定こども園、幼稚園、認可保育所等の整備のあり方について検討することが必要です。

課題3 放課後児童クラブ（学童保育）の内容を充実させた事業運営

放課後の過ごし方の希望をみると、就学前児童では小学校低学年のうち4割が「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用を希望していますが、小学校高学年になると2割台まで減少しています。そのほとんどが「塾や習い事」等へ移行しています。児童が放課後を安全に過ごすためには、「放課後児童クラブ（学童保育）」が一定の役割を担っているため、子どもを預かるだけではなく子どもの資質向上に繋がる事業内容を充実させることが重要であり、それにより小学校高学年での利用希望の増加につながる可能性があります。

課題4 母親の就労状況に応じた教育・保育事業の運営

日常的に子育てに関わっている方は父親よりも母親が多く、また、母親のほとんどが就労している状況です。そこで、毎日、子どもを帰宅時間まで預けられたり、土曜日や休日出勤にも対応できるような教育・保育事業の運営のあり方について検討が必要です。小学校児童・出産予定の方でも同様の傾向が見られます。

課題5 周囲の援助が得られない子育て環境にいる家庭に対する支援対策

周囲の援助が得られない子育て環境にいる家庭は1割弱います。その中に母子家庭も含まれ、父子家庭はいませんでした。また、出産予定の方にも、少数ですが同様の環境にある方がいます。このような家庭に対して子育て支援の手を差し伸べる対策が必要です。

課題6 経済的な理由で教育・保育事業を利用できない家庭に対する支援

定期的な教育・保育等を利用しない理由の中で、「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」と回答した方が少数ですがいます。このような家庭に対しては適切な教育・保育事業を利用できるように公的な経済的支援の検討が必要です。

課題7 相談者の視点に立った子育てに関する相談体制

子育てする上で気軽に相談できる相手がない方は、就学前児童では5%います。また気軽に相談できる相手としては、「祖父母等の親族」「友人や知人」が多い状況です。一方、相談機能の役割を担っている「子育て支援センター」「保健師」「市役所の子育て支援担当者」「児童館」や、地域のなかでの協力者となりえる「近所の人」「民生・児童委員」はごく低率となっています。また、出産予定の方はすべてに相談者がいて、そのほとんどが「祖父母等の親族」「知人・友人」となっています。このように相談機能の役割を担っている公的な相談機関の利用割合が低率となっていることから、子育て中の保護者の視点からそのあり方を再検討することが必要です。

課題8 子育て支援拠点事業の利用者増加対策

地域の子育て支援拠点事業である「子育て支援センター」の利用者、類似事業の利用者はいずれも1割未満であり、新たな利用希望者も3割弱と低率に留まっています。その一方で、利用者の6割が利用回数を増やしたいと希望していることから、まだ利用したことのない方々への利用促進に向けた対策が必要です。この事業には子育て支援の相談機能もあり気軽に相談できる環境が整っているため、利用者が多くなれば子育て中の保護者の相談相手として十分な役割が担えます。



第3章



計画の基本理念と基本目標



第3章 計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

本計画の基本理念として次のとおり定めます。

子どもの笑顔をみんなで支え合うまち仙北
～子ども・子育て支援に関する総合的な施策を展開する～

2 計画の基本目標等

基本理念の実現に向けては次の7つの基本目標を掲げ、子ども・子育て支援及び次世代育成支援に関する総合的な施策を展開します。

基本目標1 地域ぐるみで子育てを支える仕組みづくり

子どもを安心して生み育てることができるよう、保育サービスや相談、情報提供、児童の健全育成事業などの子どもの成長と子育てを支援します。

基本目標2 子どもを健やかに生み育てる環境づくり

親子の健康が確保されるため、保健・福祉・教育の各分野が連携しながら母子保健事業を展開し、健康づくりを支援します。

基本目標3 たくましい子どもを育む教育・保育の環境づくり

子ども一人ひとりが自ら持つ個性や可能性を教育や遊び、暮らしのなかで成長することができるよう、家庭、学校、地域が連携しながら様々な事業を展開できるよう支援します。

基本目標4 子ども・子育てにやさしい生活環境づくり

子どもとその家族が、快適な環境のなかで生まれ育ち、活動できる重要な要素となる住まい・地域・生活環境・道路交通などの整備を行い、良好な環境の中で生活できるよう支援します。

基本目標5 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

子育てと仕事の両立ができるように、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」に対する理解を図り、多様な雇用形態や処遇、育児休業制度の定着など、子育て家庭に配慮した取組みを進めるとともに、企業に対して、地域の一員として子育てについての理解や協力を働きかけていきます。

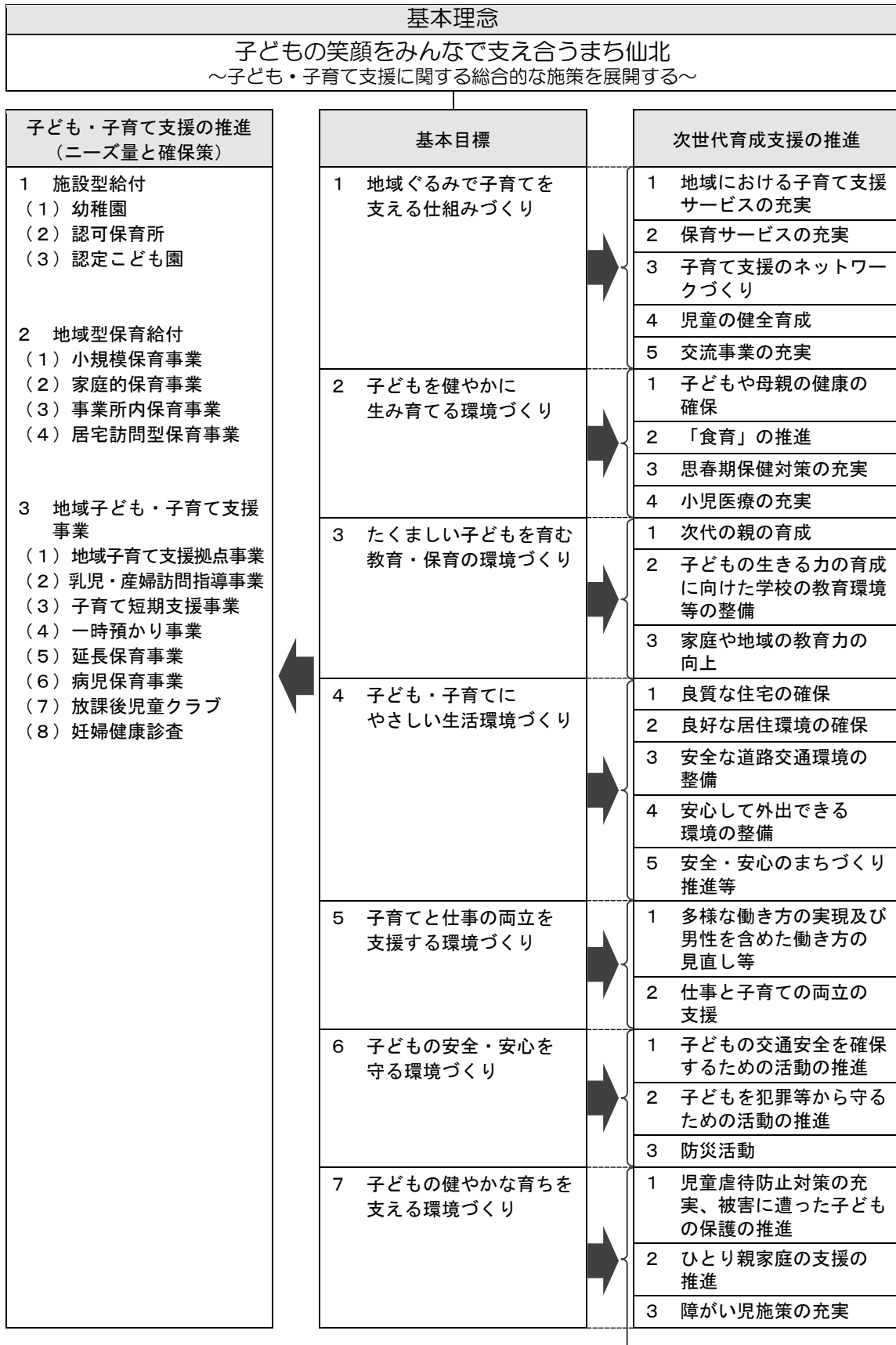
基本目標6 子どもの安全・安心を守る環境づくり

事故や犯罪の被害から子どもを守るため、地域ぐるみで協力しながら安全で安心して生活できる地域づくりを支援します。

基本目標7 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

子どもへの不適切な対応の防止と適切な対応体制の確保、ひとり親家庭の自立支援、障がい児対策などの課題に取り組み、誰もが安心して暮らせる地域づくりを支援します。

3 施策の体系図





第4章



子ども・子育て支援の推進



第4章 子ども・子育て支援の推進

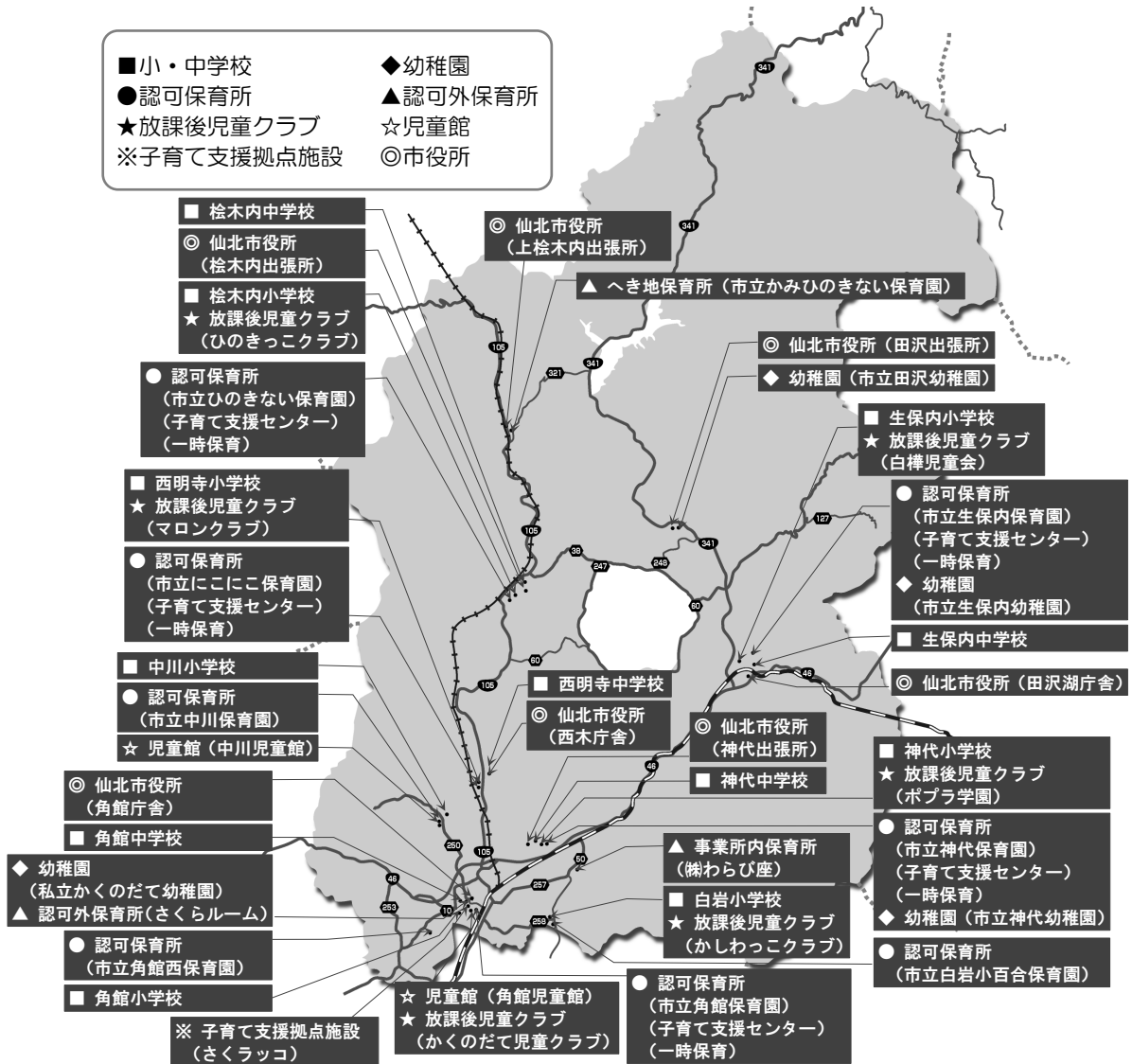
1 教育・保育事業等の提供区域

本市では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、市域における「教育・保育提供区域」を1区域として設定しました。また設定に際しては、当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準や、地域子育て支援事業の提供区域も踏まえて設定しました。

その主な理由として以下のことがあげられます。

- ①本市の子ども人口は、0～5歳が986人（平成26年4月1日現在）とあまり多くないため、各事業を提供する複数の民間事業者にとって細分化した区域（少ない子ども人口）において教育・保育事業を整備し運営できる人口規模でないこと。
- ②市内居住のほとんどの子育て家庭は、移動手段として自家用車を保有していること。
- ③地域子ども・子育て支援事業においても、地域の子ども人口の増減など各地域の実情に応じて柔軟な整備が可能であること。

図4.1 仙北市子ども・子育て支援関連施設の位置図

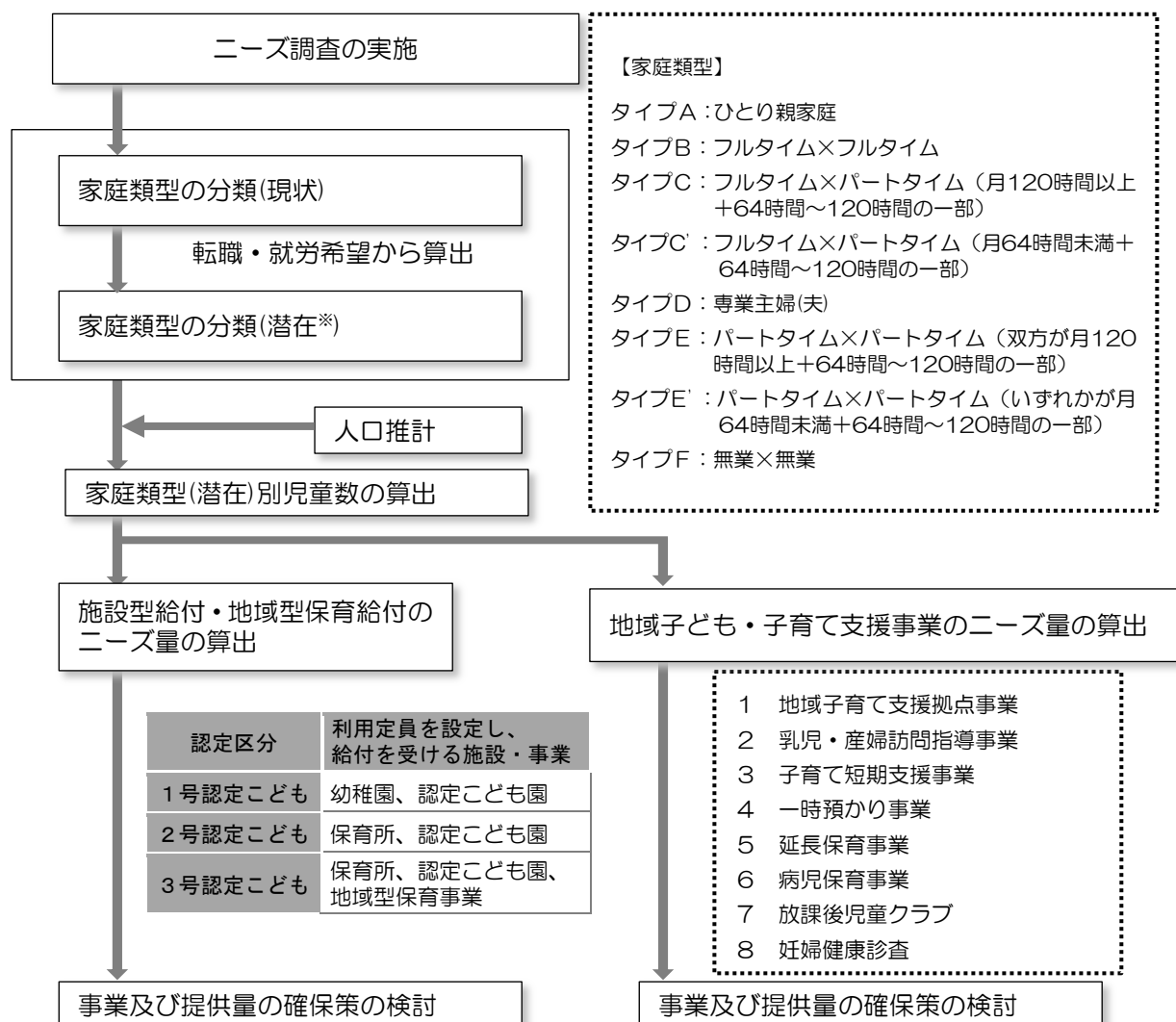


2 施設型給付・地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) 推計の手順

施設型給付・地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、母子健康手帳所持者から小学校4年生までの児童の保護者を対象者としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

図4.2 施設型給付・地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



※潜在…父親・母親の就労意欲を反映した家庭類型の分類

(2) 子ども人口の推計

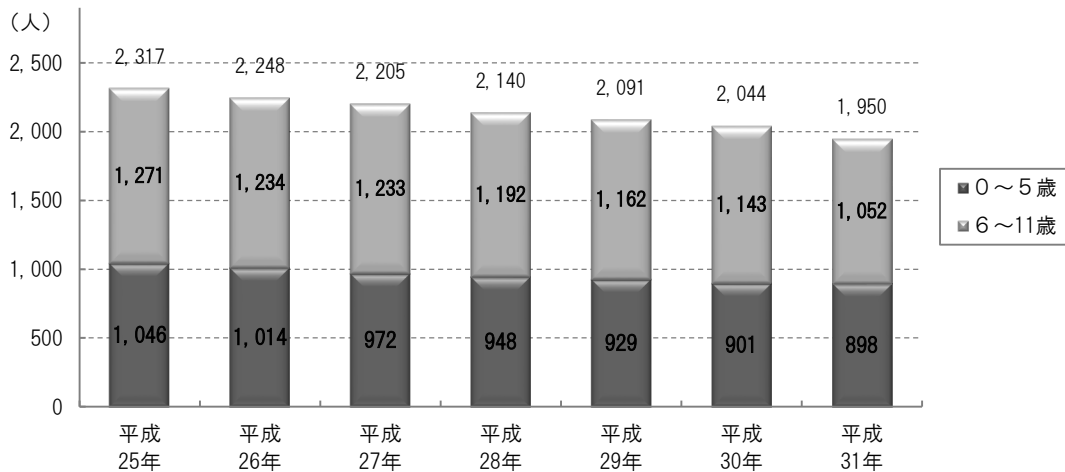
本市の子ども人口の推計について、0～5歳では平成25年の1,046人から平成31年には898人と推計され148人（14.1%）の減少が予測されています。一方、6～11歳においても平成25年の1,271人から平成31年には1,052人と推計され219人（17.2%）の減少が予測されています。

表4.1 子ども人口の推計

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～11歳	2,317	2,248	2,205	2,140	2,091	2,044	1,950
0歳	145	154	152	150	148	145	143
1歳	176	148	157	155	153	151	147
2歳	166	172	144	153	151	149	147
3歳	175	168	174	146	155	153	151
4歳	196	176	169	175	147	156	154
5歳	188	196	176	169	175	147	156
0～5歳	1,046	1,014	972	948	929	901	898
6歳	237	188	196	176	169	175	147
7歳	194	237	188	196	176	169	175
8歳	201	196	240	190	198	178	171
9歳	217	199	194	238	188	196	176
10歳	197	216	198	193	237	187	195
11歳	225	198	217	199	194	238	188
6～11歳	1,271	1,234	1,233	1,192	1,162	1,143	1,052

資料：住民基本台帳からセンサス変化率法による推計（各年4月1日）

図4.3 子ども人口の推計



(3) 家庭類型（現状・潜在）別児童数の算出

家庭類型（現状・潜在）別児童数の算出では、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現状割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出します。

表4.2 児童（0～5歳）の家庭類型（現状・潜在）の割合

家庭類型	説明	現状 (%)	潜在 (%)
タイプA	ひとり親	10.9	10.9
タイプB	フルタイム×フルタイム	53.4	58.0
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+64時間～120時間の一部)	23.7	21.6
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月64時間未満+64時間～120時間の一部)	3.0	2.8
タイプD	専業主婦(夫)	8.6	6.4
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+64時間～120時間の一部)	0.1	0.1
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月64時間未満+64時間～120時間の一部)	0.0	0.0
タイプF	無業×無業	0.3	0.1

そして、平成27～31年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

表4.3 推計年度別の児童数（0～5歳）

家庭類型	潜在割合 (%)	平成27年度 (人)	平成28年度 (人)	平成29年度 (人)	平成30年度 (人)	平成31年度 (人)
タイプA	10.9	106	103	101	98	98
タイプB	58.0	564	550	539	523	521
タイプC	21.6	210	205	201	194	194
タイプC'	2.8	28	27	26	26	25
タイプD	6.4	62	61	59	58	58
タイプE	0.1	1	1	1	1	1
タイプE'	0.0	0	0	0	0	0
タイプF	0.1	1	1	1	1	1
推計児童数 (0～5歳)	100.0	972	948	929	901	898

(4) 施設型給付・地域型保育給付のニーズ量見込み

施設型給付・地域型保育給付のニーズ量見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、本市に居住する就学前児童のニーズ量の見込みは次のとおりです。

表4.4 施設型給付・地域型保育給付に係る年度別ニーズ量見込みと提供量

		平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	設定区分と 利用可能 施設
①見込量		845	793	768	752	727	727	
1号認定		30	35	33	32	31	31	
2号認定（教育希望）		47	46	43	42	40	41	
"（保育希望）		452	423	399	389	371	376	
3号認定（0歳児）		61	64	63	62	61	60	
"（1・2歳児）		255	225	230	227	224	219	
②提供量		1,078	1,078	1,078	1,078	1,078	1,078	
施設型	幼稚園	290	140	140	140	140	140	
	生保内幼稚園	90	0	0	0	0	0	
	神代幼稚園	60	0	0	0	0	0	
	田沢幼稚園	60	60	60	60	60	60	
	※1かくのだて幼稚園	80	80	80	80	80	80	
	認可保育所	764	519	519	519	519	519	
	生保内保育園	120	0	0	0	0	0	
	神代保育園	125	0	0	0	0	0	
	角館保育園	214	214	214	214	214	214	
	白岩小百合保育園	60	60	60	60	60	60	
	角館西保育園	60	60	60	60	60	60	
	中川保育園	45	45	45	45	45	45	
	にこにこ保育園	90	90	90	90	90	90	
	ひのきない保育園	50	50	50	50	50	50	
	認定こども園	0	395	395	395	395	395	
(仮)生保内こども園	0	210	210	210	210	210		
(仮)神代こども園	0	185	185	185	185	185		
その他	※2認可外保育所（へき地）	15	15	15	15	15	15	
	※2認可外保育所（その他）	9	9	9	9	9	9	
差異（②-①）		233	285	310	326	351	351	

※1 私立かくのだて幼稚園は、当面新制度の適用を受けずに実施します。

※2 認可外保育所は、新制度における地域型保育事業へ移行するか、もしくは単独事業として実施します。

(5) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込み

地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、本市に居住する就学前児童のニーズ量の見込みは次のとおりです。

表4.5 地域子ども・子育て支援事業に係る年度別ニーズ量見込み

	単位	平成 25年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
(1) 地域子育て支援拠点事業	人回	465	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000
(2) 乳児家庭全戸訪問事業	人	154	150	148	145	143	141
(3) 子育て短期支援事業	人	0	0	0	0	0	0
(4) 一時預かり事業※	人日	10,726	12,222	11,539	11,232	10,738	10,856
幼稚園における在園児を 対象とした一時預かり (1号認定者)	人日	25	28	27	26	25	25
幼稚園における在園児を 対象とした一時預かり (2号認定者)	人日	10,452	11,963	11,294	10,994	10,510	10,626
上記以外	人日	249	231	218	212	203	205
(5) 延長保育事業	人	0	184	179	175	170	170
(6) 病児保育事業	人日	0	184	179	176	171	170
(7) 放課後児童クラブ	人	164	281	265	263	256	237
小学校1～3年生	人	164	166	150	144	139	131
小学校4～6年生	人	0	115	115	119	117	106
(8) 妊婦健康診査	人	179	166	157	153	146	148

※一時預かり事業…従来の幼稚園で行われている在園児を対象とする一時預かりのほか、就学前施設や地域子育て支援拠点などその他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

3 施設型給付

(1) 幼稚園

幼稚園とは学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

現状と課題

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「幼稚園」は9.1%の利用があります。

事業量の確保策

<平成27～31年度>

○幼稚園から認定こども園へ再編予定の施設もありますが、幼稚園及び認定こども園において現行の幼児教育ニーズに対する提供量は確保できる見込みです。

(2) 認可保育所

認可保育所とは保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。

現状と課題

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「認可保育所」は68.4%、「その他認可外の保育施設」は1.0%の利用があります。

○ニーズ調査の自由意見をみると、「保育所の時間をもう少し延ばして欲しい。」という要望がありました。

事業量の確保策

<平成27～31年度>

○近年、施設によっては年度途中で定員を超える入所申し込みを受ける場合があり、全員が希望する施設に入所できるよう、ニーズに応じた保育の提供体制の確保に努めます。

○老朽化している施設については、適切な修繕等によって安全性と快適性の維持に努めながら、将来的な施設整備の検討を行います。

○保育の提供量の確保と質の向上に向けて、保育士の確保及び資質向上に努めます。

○将来的な施設の運営手法として、多様なニーズに柔軟に対応しやすいと言われる法人化について、検討を進めます。

(3) 認定こども園

認定こども園とは、幼稚園と保育所が併設されており、教育・保育を一体的に行う県の認定を受けた施設です。幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持っていることが大きな特長です。

また、地域における子育て支援の場が用意された施設でもあることから、園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加などを利用することができます。

現状と課題

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「認定こども園」は0.6%の利用があります。

事業量の確保策

<平成27～31年度>

○就学前児童に対する質の高い教育と保育を一体的に提供する施設として、計画期間内に幼稚園と認可保育所を再編し認定こども園に移行する予定の施設がありますが、その他の認可保育所についても、認定こども園への移行に向けた検討を進めます。

4 地域型保育給付

(1) 小規模保育事業

国が定める基準に適合し、市町村が認可する定員6～19人の小規模な保育事業です。

現状と課題

○現在は事業を実施していませんが、満3歳未満児の保育ニーズが施設型給付では不十分となる場合には、実施に向けた検討が求められます。

事業量の確保策

<平成27～31年度>

○施設型給付を受ける施設によるニーズへの対応が不十分な場合には、そのニーズや実施要件を勘案しながら事業の実施を検討します。

(2) 家庭的保育事業

保育ママなど、保育者の家庭などでお子さんを預かる定員1～5人の小規模な保育事業です。

現状と課題

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「家庭的保育事業」に類似する事業は0.1%の利用があります。

事業量の確保策

<平成27～31年度>

○施設型給付を受ける施設によるニーズへの対応が不十分な場合には、そのニーズや実施要件を勘案しながら事業の実施を検討します。

(3) 事業所内保育事業

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設で、地域の子どもについても一定の定員枠を設けて保育を行う事業です。

現状と課題

- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「事業所内保育施設」は0.4%の利用があります。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「仕事が決まらないと保育園にもなかなか入園できないので、もっと子育てしながら就労しやすい環境を整えて欲しいと思う。また、託児所付きの職場などあっても良いと思う。」という意見・要望がありました。

事業量の確保策

<平成27～31年度>

- 施設型給付を受ける施設によるニーズへの対応が不十分な場合には、そのニーズや実施要件を勘案しながら事業の実施を検討します。

(4) 居宅訪問型保育事業

ベビーシッター（親に代わって乳幼児の世話をを行う者）が、乳幼児の家庭で保育する訪問型の保育事業です。

現状と課題

- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「居宅訪問型保育」の利用はありません。

事業量の確保策

<平成27～31年度>

- 現在、実施していませんが、ニーズが生じた場合には事業の実施を検討します。

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「地域子育て支援拠点事業」は5.8%、「その他仙北市で実施している類似の事業」は2.2%の利用があります。

事業量の確保策

<平成27～31年度>

- 保育所における子育て支援センターは、子育てに関する専門的な相談・指導・助言機関であるとともに、親子の交流の場にもなっていることから、引き続き実施します。
- 平成26年度に角館町に開所した子育て支援拠点事業は、より多くの利用者による交流を促進するため、利用者ニーズに即した活動の展開と、広報活動の充実に努めます。また、田沢湖、西木地区においても同事業を実施できるよう検討します。

(2) 乳児・産婦訪問指導事業

生後2か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状と課題

○ほぼ100%全戸訪問を行っています。しかし、訪問できない場合は、来所相談・里帰り先の他市町村への訪問依頼等を行い把握しています。

事業量の確保策

<平成27～31年度>

- 引き続き、市保健師による全戸訪問を実施し、子育て家庭に対する情報提供や養育環境の情報を把握するほか、適切な相談・助言の実施に努めます。

(3) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

現状と課題

- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）」は0.1%が利用し、「短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）」の利用はありませんでした。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「休日や夜間など保育できる場所があると安心だ。」という意見がありました。

事業量の確保策

<平成27～31年度>

- 県内の児童養護施設及び乳児院と委託契約を結び、引き続き必要なケースに適切に対応できる体制の確保に努めます。
- 夜間養護は現在実施していませんが、ニーズや実施要件を勘案しながら事業の実施を検討します。

(4) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所等において、一時的に預かる事業です。

現状と課題

- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「一時預かり」は1.8%、「幼稚園の預かり保育」は2.3%の利用があります。

事業量の確保策

<平成27～31年度>

- 引き続き、現在の実施機関において実施します。

(5) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の時間において、認定こども園及び保育所において保育を実施する事業です。

現状と課題

○ニーズ調査の自由意見をみると、「日曜日に仕事があったり、近くに保育を頼める人がいない場合があり、そうした時に預けられる所があるといいと思う。」という同類の要望がありました。

事業量の確保策

<平成27～31年度>

○現在、実施していません。長時間保育は保護者への支援となる一方で、児童にとっては保護者と過ごす時間が少なくなり、児童の心身への負担も伴うものであることから、事業の実施については、児童の視点にも立ちながら慎重に検討を行います。

(6) 病児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現状と課題

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、実際に「病児・病後児の保育を利用した」方はいませんが、父親・母親が休んで対処した方の45.9%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と希望しています。

事業量の確保策

<平成27～31年度>

○現在、実施していません。事業を実施する場合には、医師との連携や専用スペースの確保等の条件整備が必要であり、ニーズと合わせて勘案しながら検討します。

(7) 放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現状と課題

- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、就学前児童では小学校低学年のうちには39.2%、高学年のうちには23.4%が「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用を希望しています。小学校児童ではそれぞれ22.1%、6.2%が利用を希望しています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「1～3年生は放課後児童クラブがあるからよいが、4～6年生の間ないと困る。家に誰もいないので、不安である。祖父母がいない家庭もあるということを考えてもらいたいと思います。もしくは、小学校で宿題や本などを読んで家族の迎えを待てるスペースなどがあればよいと思います。夏休みなどの長期休業中、部活動などがあると思いますが、午前中などで終わってしまうので、4～6年生のときも、放課後児童クラブがあればと思います。（送迎が無理、家に誰もいない）。」という同類の要望が多くあります。

事業量の確保策

<平成27～31年度>

- 引き続き、現在の施設において実施します。
- 小学校6年生までの対象拡大に対応できるよう、また適切な環境のもとで事業運営ができるよう、施設設備等の確保を早急に進めます。

(8) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査・計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

- 妊婦健康診査は、1人につき一般健康診査14枚、子宮頸がん・クラミジア検査1枚、歯科健診1枚、必要に応じて精密検査1枚を母子手帳交付時に発行しています。

事業量の確保策

<平成27～31年度>

- 引き続き、事業に関する啓発を行うとともに、事業を適切に実施します。



第5章



次世代育成支援の推進



第5章 次世代育成支援の推進

次世代育成支援の推進は、平成17年4月から平成27年3月までの10年間に於いて仙北市次世代育成支援行動計画（前期・後期計画）により推進してきました。

本計画においても、後期計画で実施した施策を評価し、見直しを加えた具体的な推進策等を記載しています。

基本目標1 地域ぐるみで子育てを支える仕組みづくり

現状と課題

- 本市では、将来的に人口規模は減少するものと推計されています。また、出生数に関してもこの5年間は減少傾向にあります。
- 近年、保育所（市内8か所）の利用者は増加している一方、幼稚園（市内4か所）の利用者は減少している状況にあります。保育所、幼稚園を含めた全体の規模に大きな変化はないものの、核家族化や女性の社会進出など社会の変化に伴い、保育ニーズが高くなっています。
- ニーズ調査によると、母親の就労・就労希望が高いことから、子育て家庭が安定した収入を確保しながら、仕事と子育てを両立していけるように、保育サービスの充実を図っていく必要があります。
- 放課後児童クラブは、市内6か所（小学校5か所、児童館1か所）に設置しており、保護者が就労等により昼間家庭にいない概ね10歳未満の児童に対して生活の場を提供しています。ニーズ調査では、小学校高学年になった場合でも放課後児童クラブを利用したい意向が多く表れています。
- 子育てに関する専門的な支援機関として、地域子育て支援拠点事業における各種活動が大きな役割を果たしています。
- 保育施設の法人化や認定こども園の設置、さらには幼稚園と保育所業務の一元化といった課題への対応についても、本計画の実施期間中に推進していきます。

施策の推進

推進施策1 地域における子育て支援サービスの充実

①居宅において児童を養育する保護者を支援する事業

事業名	
乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）	
内容	○児童の病気回復期等の期間に一時的に預かる事業ですが、現在実施していません。今後、医師との連携や専用スペースの確保等の条件整備が必要であり、ニーズと合わせて勘案しながら検討します。

ファミリー・サポート・センター事業	
内容	<p>○支援を必要とする方とお手伝いする方の双方が事前登録し、働きながら子育てしている方や、子育てに専念している方を対象に一時的、臨時的に児童の育児支援をする事業です。</p> <p>○民間の子育てサポート団体が類似の事業を主体的に実施しており、今後は市内全域で利用できる環境が整うよう連携して取り組みます。</p>
育児支援家庭訪問事業	
内容	<p>○母子保健事業の「妊産婦・新生児等訪問指導事業」や「育児相談事業」と連携を図り、助産師、保健師の訪問による育児支援を検討します。</p>

②保育所その他の施設において児童を養育する保護者を支援する事業

事業名	
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
内容	<p>○昼間労働等の都合で家庭に保護者のいない小学校低学年児童等を対象に、市内の小学校区に5か所、児童館に1か所設置しています。</p> <p>○今後も学校や地域と連携し、活動内容の充実を図ります。また、利用対象児童を小学校6年生まで拡大できるよう受入れ体制を整備します。</p>
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	
内容	<p>○児童養護施設県南愛児園（横手市）及び秋田赤十字乳児院（秋田市）と委託契約を結び、必要なケースに適切に対応できる体制の確保に努めます。</p>
幼稚園預かり保育	
内容	<p>○保育の必要性の認定を受けた満3歳児から小学校就学に達するまでの園児を対象として、家庭外就労や、寝たきり者等の介護のために園児の保育者がいない場合に実施します。</p>

③児童の養育に関する諸問題について、保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言を行う事業

事業名	
子育て支援センター	
内容	<p>○乳幼児及びその保護者が相互に交流したり、気軽に相談できる地域の子育て支援拠点として、認可保育所5か所で実施しています。</p> <p>○子育てについての相談、情報の提供、助言等を保育士等が行い、子育ての負担や不安感等を軽減し、子どもの健やかな育ちを支えます。</p>
地域子育て支援拠点事業	
内容	<p>○お子さんとその保護者が気軽に集い、遊び、交流、育児相談等を行う広場として引き続き実施します。</p>

推進施策2 保育サービスの充実

①保育所定員

事業名	
保育所定員	
内容	○児童人口全体は減少傾向にありますが、3歳未満児の保育所の利用は増加傾向にあり、待機児童が発生しないよう受け入れ体制の確保に努めます。

②通常保育事業

事業名	
通常保育事業	
内容	○市内9か所の保育所で、開所時間11時間（7:30～18:30）の中で、原則8時間の通常保育を実施します。

③延長保育事業

事業名	
延長保育事業	
内容	○現在実施していませんが、今後ニーズを精査しながら実施について検討します。

④一時保育事業

事業名	
一時保育事業	
内容	○一時保育事業は、保護者の疾病やリフレッシュ等の理由による多様な利用形態がみられるため、市内5か所の保育所で今後も引き続き実施します。

⑤認定こども園の設置、幼保の一体化

事業名	
認定こども園の設置、幼保の一体化	
内容	○認定こども園は、質の高い幼児教育・保育を行う施設です。計画期間中に、認定こども園設置を推進します。

推進施策3 子育て支援のネットワークづくり

①子育てネットワークの整備

事業名	
子育てネットワークの整備	
内容	○地域子育て支援センター及び子育て支援拠点事業を中心に、NPOや子育てサークル等の団体と連携し、地域による子育てネットワークづくりを推進します。

②情報提供体制の強化

事業名	
情報提供体制の強化	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、広報紙や市ホームページを活用し、情報の提供に努めます。 ○広報活動を通じて、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めます。

推進施策4 児童の健全育成

①児童の居場所や活動の場の確保

事業名	
既存施設を利用した居場所づくり	
内容	○子どもたちも親同士も気軽に集まり、交流できる場を確保するため、公共施設あるいは民間の既存施設の有効な利活用を検討します。
中学生・高校生の居場所づくり	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の健全な遊び場の提供や健康増進、情操を豊かにすること等を目的とし、市内2か所に児童館を設置しています。 ○中学生や高校生などについても、地域において児童が自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりを、既存の公共施設等を活用しながら進めます。
体験学習の場の整備	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○市内中学校では、身近な職場を訪問し、自分の将来の生き方と学ぶことに結びつけることにより、進路選択への更なる意欲・関心を持たせる目的で職場体験活動を行っています。また、総合学習の時間において文化財施設等を見学し、自らを育んだ郷土を見つめ直す機会を創出します。 ○青少年を対象とした自然体験活動を始めとする多様な体験活動の機会を提供します。

②健全育成及び非行対策

事業名	
教育・啓発活動	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○学校での学習への適応指導、生活習慣指導、性の逸脱行動の問題点等について適切な指導を促進します。 ○「性の逸脱行動」のみを取り上げるのではなく、生徒指導上の諸問題として、「いじめ」や暴力行為等の抑止を含めた啓発活動を推進します。

少年非行の防止及び立ち直りの支援	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○学校では、生徒指導を通して適切に指導をするとともに、問題を抱える児童・生徒に対する支援についても、関係機関との連携の上、立ち直りに必要な支援を行っています。 ○少年非行を防止するため、学校での教育を充実するとともに、学校、保護者、地域との連携により見回りパトロールを実施するなど、犯罪を未然に予防する地域社会づくりを進めます。 ○少年非行等の問題を抱える児童・生徒の立ち直り支援に対しては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処します。

③引きこもり及び不登校への対応

事業名	
引きこもり及び不登校への対応	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○適応指導教室「さくら教室」の開設や、「仙北市スクールカウンセラー」による相談活動を実施しているほか、大仙市「フレッシュ広場」や「スペース・イオよこて」等の関係機関とも連携を図ります。 ○学校や保護者のほか、民生児童委員、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対処できるように努めます。

④子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○有害環境対策については、年2回（夏・秋）、県、警察、市役所が合同で「条例関係施設一斉立入調査」として、書店・コンビニ・ビデオ自販機等の有害図書等のチェックを行います。 ○性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等を販売している店舗等に対し、子どもに対する悪影響が懸念される場合には、関係機関や地域住民と連携して、関係業者に対する自主的措置を働きかけます。 ○インターネット、携帯型情報端末を介した有害情報サイトの閲覧や交流サイトの利用による非行や被害が問題となっています。利用の危険性やその対策に関する知識の普及など、専門機関との連携を図りながら有害情報から守る取り組みを進めます。

⑤民生児童委員活動の充実

事業名	
民生児童委員活動の充実	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○民生児童委員は、仙北市要保護児童対策地域協議会への出席や、対象家庭の見守り等地域活動の面で大きな役割を担っており、行政や関係機関との連携強化に努めます。

推進施策5 交流事業の充実

①世代間・異年齢児との交流

事業名	
世代間・異年齢児との交流	
内容	<p>○世代間や異年齢児との交流については、老人福祉施設の訪問や、保育所・幼稚園等との交流活動・異年齢児交流を実施します。</p> <p>○現在実施している世代間交流や異年齢児交流の充実を図るとともに、中学生や高校生の保育ボランティアの機会をつくり、参加を促します。</p>

②園庭・園舎の開放

事業名	
園庭・園舎の開放	
内容	<p>○地域子育て支援センターの活動等で、保育所、幼稚園の園庭・園舎を活用し、子育て相談や未就園児の親子登園の機会をつくります。</p>

基本目標2 子どもを健やかに生み育てる環境づくり

現状と課題

- 母子保健事業は、妊娠、出産、子育ての最初の段階であり、母子の健康維持や健やかな乳幼児の発達のために重要な役割を果たしています。生活習慣病についての関心が高まるなかで、中高年になってからの健康づくりは難しく、子どものころからの健康づくりや生活習慣が重要視されるようになってきています。
- 最近では、子育てに不安を訴える母親の増加や、児童虐待の問題もあり、悩みを抱える母親の相談や指導において母子保健分野の役割が大きくなっています。
- 安心できる医療体制の整備は市に望む子育て支援策の中でも要望が多いため、引き続き医療体制の充実を図っていく必要があります。
- 子どもの食生活については、ライフスタイルや食生活の変化に伴い、食の安全や食生活の乱れなどの指摘とともに、食事を介しての家族のコミュニケーション不足の問題も指摘されています。
- 食生活の乱れは、子どもの肥満や十分な知識のないままの無理なダイエットなど、子どもの成長・健康への影響はもちろん、問題行動との関連性も指摘されています。
- 食に関する教育は、個人の健康の問題としてとらえるだけでなく、家族の課題として認識し、市全体で取り組んでいくことが重要となっています。
- 次の世代の父親や母親になる人に対し、妊娠、出産、子育てに関する意識づくりや飲酒・喫煙・薬物等に対する危険性を伝える思春期保健事業も重要となっています。

施策の推進

推進施策1 子どもや母親の健康の確保

①妊娠・出産に関する指導と相談

事業名	
妊娠・出産に関する指導と相談	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○健やかな妊娠・出産のためには、母子健康手帳の交付が第一歩となります。保健課では毎月4回実施します。 ○妊娠、出産、育児を安心して行うための情報提供・指導の場であるとともに、不安のある妊婦の把握に努めます。 ○広報等で周知を図るとともに、母子健康手帳交付時の指導・相談を充実し、妊婦が安心して出産の準備ができるよう努めるとともに、母子保健サービス等の説明などにより、健康診査や保健指導を利用できるように努めます。 ○両親学級については、今後も父親も含めて参加を呼びかけます。

②妊産婦・新生児等訪問指導

事業名	
妊産婦・新生児等訪問指導	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○全戸訪問で乳児の養育、健康管理に必要な知識と適切な情報提供、必要なアドバイスを実施します。 ○保健部門だけでなく、民生児童委員や社会福祉協議会、福祉部門などとの連携を強化します。 ○母子健康手帳交付や妊婦健康診査、各種乳幼児健康診査実施後に継続して指導が必要な妊産婦や乳幼児、家庭の事情等により未受診の子どもへの対応として、保健師訪問での状況把握や、専門機関への紹介、個別相談などへの引継ぎ等を強化します。 ○複雑化する問題に対応できるように、専門相談員等の確保を含め相談体制を整備します。

③乳幼児健康診査・相談

事業名	
乳幼児健康診査・相談	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○1歳6か月児、3歳児等の健康診査や歯科健診については、子どもの月齢に応じた発育・行動発達を確認し、疾病や発達障害等の早期発見と親子の心身の健康保持を図る目的で引き続き実施します。 ○仙北市では全県一歯罹患率が高いことを踏まえ、乳幼児健康診査の場を活用してむし歯予防の啓発に努めており、今後も対策を強化します。 ○これまでも取り組んできた未受診者への対応を継続し、受診率の向上を図るとともに、乳幼児健康診査等の場を通じて、母親の育児不安の軽減を図ります。 ○3歳児健康診査後のフォロー体制として、幼稚園・保育園や福祉・教育部門との連携を図ります。 ○育児相談については、保育園で実施している子育て支援センターへの参加や、健康管理センターの子ども開放日などでの相談の場を広げるとともに、様々な機会を活用し引き続き実施します。 ○児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ります。

④学校保健法による健康診査等

事業名	
学校保健法による健康診査等	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○学校保健安全法等及び学校保健計画に基づき、各種定期健康診査による疾病の早期発見と健康状態の把握、衛生管理を推進します。 ○学校が家庭に配布する保健だより等では、健康増進を啓発し、心の健康などを取り上げ、教育相談と連携して進めるとともに、家庭への啓発、連携・協力に関する事項の徹底を図ります。

推進施策2 「食育」の推進

①食育の推進

事業名	
食育の推進	
内容	<p>○母子手帳交付・乳幼児健康診査等の個別指導時に食事全般に関する相談等に対応するとともに、親子の料理教室等において、食を通じた家族関係づくりや年齢に応じた食に関する学習の場になるよう継続して行います。</p> <p>○乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野、農業を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。</p>

②地産地消の推進

事業名	
地産地消の推進	
内容	<p>○地産地消については、秋田県の基準を目安にして、学校給食の地元食材の活用が図られています。引き続き、地産地消の視点から地元生産者や農協等との連携により、学校給食への地元食材の活用を進めます。</p>

③体験学習等の充実

事業名	
体験学習等の充実	
内容	<p>○農業体験は、各学校それぞれの特徴ある学習・実習として実施されています。今後も、学校の総合的学習等の時間を活用して、米づくりなどの農業生産体験の充実を図ります。</p>

推進施策3 思春期保健対策の充実

①性教育

事業名	
性教育	
内容	<p>○性教育については、学校保健の学習や生徒指導を通して実施します。</p> <p>○引き続き、学校で実施されている性教育の授業に、資料の提供等を通して協力するとともに、性に関する健全な意識形成と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及に努めます。</p> <p>○学校での教育が家庭でも生かせるよう保護者に対する情報提供を行います。</p>

②たばこ・アルコール・薬物に関する教育

事業名	
たばこ・アルコール・薬物に関する教育	
内容	○学校保健の学習や生徒指導を通して実施されています。今後も、学校での禁煙教育・薬物乱用防止教育を推進するとともに、家庭と地域の協力を得て活動ができるように連携を図ります。

③思春期保健事業

事業名	
思春期保健事業	
内容	○中・高校生を対象に、キャリア教育の一環として、保育所・幼稚園等で体験活動を実施します。 ○生命の尊さ、父性・母性を養う機会となるように、中・高校生が赤ちゃんとふれあう体験の機会を持てるよう、保育所や幼稚園への保育ボランティアなどを実施し、積極的な参加を促します。

推進施策4 小児医療の充実

①小児医療の充実

事業名	
小児医療の充実	
内容	○小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであり、総合的な体制整備が求められていることから、引き続き県や近隣市及び関係機関との連携に努めます。 ○休日・夜間の救急医療の周知については、引き続き関係機関との連携により実施します。

②周産期医療の強化

事業名	
周産期医療の強化	
内容	○妊娠・分娩時の突発的な緊急事態に対応するため、周産期医療体制の確保が求められており、搬送体制なども含め県や医療機関等の関係機関に対して、要望します。

③福祉医療費助成

事業名	
福祉医療費助成	
内容	○乳幼児及び小学生の医療費を助成しているほか、平成24年度から市の単独事業として中学生の入院医療費も助成しており、引き続き子育て期にかかる医療費負担の軽減を図ります。

基本目標3 たくましい子どもを育む教育・保育の環境づくり

現状と課題

- これからの社会に生きる子どもたちには、確かな学力、豊かな心、健やかな体、いわゆる知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む教育の充実が求められています。
- 秋田県における児童・生徒の学力や体力は全国でもトップクラスにありますが、知識・技能の活用や自己表現力、また、学習意欲や学習習慣・生活習慣などで課題がみられる面もあります。
- 少子化傾向の中にあって、学校、家庭、地域、行政が一体となって、子どもたちに豊かな人間性を育むとともに、地域に根差した特色ある学校づくりを進めていく必要があります。

施策の推進

推進施策1 次代の親の育成

①次代を担う親の教育

事業名	
次代を担う親の教育	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○中・高校生は、キャリア教育の一環として、職場体験を受け入れる企業・団体等への協力要請を行います。 ○引き続き、中学生、高校生等が子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、児童館及び乳幼児健康診査の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。 ○次代の親として、経済的にも自立できるよう職業体験活動などに取り組みます。

②児童の人権の確保

事業名	
児童の人権の確保	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○法務省人権擁護局等の事業を通じて、啓発を図ります。 ○子どもの権利条約に基づき、すべての子どもが将来の市を担う希望の存在として、尊重されるよう、人権教育の実施と啓発活動を進めます。

推進施策2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

①確かな学力の向上

事業名	
確かな学力の向上	
内容	<p>○全国学力・学習状況調査や秋田県学習状況調査等の結果や分析を踏まえ、各小・中学校の課題解決に向かって、PDCAサイクルに基づいた改善施策を計画・実施し、「確かな学力向上」に取り組みます。</p> <p>○引き続き、子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要であることから、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人一人に応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による学校の活性化等の取り組みを推進します。</p>

②豊かな心の育成

事業名	
豊かな心の育成	
内容	<p>○豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動等の取り組みを充実し、思いやりの心や郷土の自然や歴史・文化を愛する心を育てます。</p> <p>○いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化、及び学校、家庭、地域及び関係機関との間のネットワークづくり等に努めます。</p>

③健やかな身体の育成

事業名	
健やかな身体の育成	
内容	<p>○地域におけるスポーツ活動の充実をめざし、外部や地域の人材活用も含めて、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進めます。</p> <p>○学校においては、体育の授業を充実させるとともに、学校相互間の交流を増やし、部活動やスポーツ少年団活動等の充実を図ります。</p>

④信頼される学校づくり

事業名	
学校と地域の連携（学校支援地域本部事業）	
内容	<p>○学校（角館小学校、中川小学校）支援地域本部事業として、事業実施の普及・啓発・広報や、学習支援活動、登下校パトロール活動、校内環境整備等の学校に見合った活動の企画、立案等を行っています。今後も、学校側が必要としている内容の把握と収集のほか、コーディネーターの配置と人材育成を継続します。</p>
学校と地域の連携（特色ある幼稚園・学校づくり）	
内容	<p>○幼稚園・学校においては、地域や家庭との一層の連携を図るとともに、地域の人々との交流や施設・設備の利活用による体験活動等を通して、特色ある幼稚園・学校づくりを行っています。また、学校評議員制度を活用し、幼稚園・学校経営に対して、常に評価・改善を図ります。</p>

学校施設整備	
内容	○学校施設は児童・生徒の活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の緊急避難所でもあることから、その安全性の確保のため引き続き施設の整備を行います。また、設備面では、パソコンの更新事業等の情報化教育のための施設整備を進めます。
交流事業の充実	
内容	○歴史的な繋がりによる交流事業は、今後、青少年のみを対象にした事業とせず、都市間交流事業の中での継続を検討します。

⑤幼児教育の充実

事業名	
幼児教育の充実	
内容	○幼児期の教育は、生涯にわたる人間形成の基礎となることから、実施環境の向上と教育内容の充実に努めます。 ○就学前施設と小学校との交流については、交流活動及び就学等に向けた情報交換など、各小学校の学区単位で実施しています。今後も、就学に向けての情報提供や、行事への参加呼びかけ等連携体制の強化に努めます。 ○市立図書館では、引き続き就学前児童や小学校低学年を対象に、年6回（田沢湖図書館）～12回（学習資料館・月1回）読み聞かせの会を開催します。

推進施策3 家庭や地域の教育力の向上

①家庭教育への支援の充実

事業名	
家庭教育ネットワークの充実	
内容	○関係機関が連携し、子育て講座や講演会、スポーツ活動等を実施します。 ○教育・保健・福祉部門が連携を強化しながら、公民館等の社会教育施設を始め、就学前施設や小中学校の授業参観等の多くの親が集まる機会を活用し、家庭教育に関する学習機会の提供に努めます。

②地域の教育力の向上

事業名	
地域活動の充実	
内容	○体験活動や世代間交流については、各学校や民間団体で積極的に行われており、今後も継続されるよう必要な支援を行います。 ○地域の自然環境や経験豊かな人材の活用により、子どもの多様な体験活動の機会の充実、世代間交流の推進及び学校施設の地域開放、スポーツ指導者の育成等子どもたちの多様なスポーツニーズに応える環境の整備を図ります。

スポーツクラブ等の整備

内容

- 各校区において体育指導委員の協力指導による大会運営が開催されています。また、体育協会は種目ごとにあり、それぞれの種目を通じ児童の健全育成に努めます。
- 体育施設毎の利用団体の組織化を進め、地域総合型スポーツクラブの設立や活動の支援を行います。

基本目標4 子ども・子育てにやさしい生活環境づくり

現状と課題

- 住宅については、福祉的な視点からの住宅政策とともに、アレルギー対策や児童遊園など、幅広い視点から整備を進める必要があります。
- 子どもや子育て家庭の目線からみたまちづくりは、安全性の確保はもちろん、快適な生活環境づくりのために重要です。都市計画道路や公園等の整備については、ノーマライゼーションの考え方を基本に安全かつ快適なまちづくりが求められています。
- 子ども同士の遊びや運動は、社会性や協調性を育み、自立心や仲間意識の形成にもつながるため、子ども達の遊びや活動の場・機会を充実していくことは重要な課題です。児童健全育成を推進していくため、子ども達がいつでも楽しく、安全に遊び・活動できる場の充実を図っていく必要があります。

施策の推進

推進施策1 良質な住宅の確保

①住宅の確保

事業名	
住宅の確保	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○市営住宅については、平成19年度に生保内地区に市営住宅6戸を建設し、平成21年度には既存のRC造住宅において結露やカビの発生防止のための断熱改修を行う等、年次計画で住環境の改善を図っています。 ○老朽化対策としては順次、用途廃止や修繕等、適切な維持管理を推進します。 ○多様化する住宅困窮に対する居住の安定確保を図るため、子育て世帯、高齢者世帯等が安心して居住できる環境整備を進めます。

推進施策2 良好な居住環境の確保

①居住環境の確保

事業名	
居住環境の確保	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続きアレルギー対策の充実、児童遊園施設の充実を図り、子どもの遊び場の確保など住環境の向上に努めます。

推進施策3 安全な道路交通環境の整備

① 道路交通環境の整備

事業名	
道路交通環境の整備	
内容	<p>○都市計画道路整備率は全体計画の81%となっています。</p> <p>○子ども、子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境を整備するため、国・県道の安全対策を要請します。</p> <p>○整備については、策定済みの都市計画マスタープランに基づき、通学・通園路を中心とした市道の歩道整備等の道路整備を進めます。</p>

推進施策4 安心して外出できる環境の整備

① 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備

事業名	
子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	
内容	<p>○公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できる設備について、関係機関と連携しながら整備に努めます。</p>

② 子育て世帯への情報提供

事業名	
子育て世帯への情報提供	
内容	<p>○秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例に基づき、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安全で快適な生活を送ることができるよう取り組みます。</p> <p>○仙北市でも公共施設の必要なバリアフリー化の推進と合わせて情報の提供に努めます。</p>

推進施策5 安全・安心のまちづくり推進等

① 防犯施設の整備

事業名	
防犯施設の整備	
内容	<p>○防犯施設については、地域の要望も踏まえ、通学路・公園・空地等を含め、計画的に対策を進めます。</p> <p>○引き続き、通学路や公園等における防犯灯の設置等の整備を進めます。</p>

②公共施設の安全対策

事業名	
公共施設の安全対策	
内容	○道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆トイレ並びに共同住宅の構造・設備について、利用する市民の安全対策に努めます。

③公園等の整備

事業名	
公園等の整備	
内容	○既存の都市公園等の公園施設については、適切な維持管理に努めます。

基本目標5 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

現状と課題

- 近年は、祖父母と親との間で、育児の仕方や育児観などが異なるケースもみられますが、三世帯同居の長所を再確認していくとともに、世代ごとの生活スタイルを尊重した家族のあり方を探っていくことも必要になります。
- 父親の育児休業の利用促進とともに、子育て家庭が仕事と子育てを両立していけるように、保育サービスの充実を図るとともに、出産や育児のために仕事を辞めて再び就業を希望している保護者の再就職の支援等に取り組んでいく必要があります。
- 事業主に対しては、家庭生活に配慮した多様な雇用形態や処遇、弾力的な労働時間制の導入、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の解消等を図るように、広報・啓発活動を推進し協力を求めていくことも重要になっています。

施策の推進

推進施策1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

①多様な働き方の実現及び働き方の見直し等

事業名	
多様な働き方の実現及び働き方の見直し等	
内容	<p>○地域全体で、子育てを進めていくためには、家庭だけでなく、地域住民、事業所等の協力も必要となります。仕事と生活、子育てを両立できる働き方の普及を図る必要があります。</p> <p>○そのために、国、県、関係団体等との連携を図りながら、積極的に広報・啓発、研修、情報提供を行い、労働者、事業所、地域住民等の意識改革をめざします。</p>

推進施策2 仕事と子育ての両立の支援

①仕事と子育ての両立の支援

事業名	
仕事と子育ての両立の支援	
内容	<p>○仕事と子育ての両立支援のために、保育サービス及び放課後児童クラブ等、子育て支援事業の充実を図ります。</p>

②男女共同参画社会の形成

事業名	
男女共同参画社会の形成	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画社会づくりを推進する「男女共同参画計画」を定め、男女が等しく社会で活躍し、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めます。 ○市民の意識醸成を進めるため、啓発活動を推進します。

基本目標 6 子どもの安全・安心を守る環境づくり

現状と課題

- 子どもは、成長とともに行動範囲が広くなり、子ども同士の外出の機会も増加します。子ども達が犯罪や事故等の被害に遭わないように、学校や保育所、幼稚園においても安全管理体制の向上を図っていくことは重要な取り組みとなります。
- 交通安全については、交通安全協会や警察署を中心に交通安全教室を保育所や小学校において実施していますが、事故を起こさないためには、こうした教育の充実を図るとともに、道路環境の整備など、総合的かつ継続的な交通安全対策が必要です。
- 最近では、市民による自主的な防犯パトロール活動の実施も増えてきており、犯罪を抑止する上でその効果が認められています。地域全体で犯罪を起こさない環境づくりを一層進める必要があります。

施策の推進

推進施策1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

①交通安全教育の推進

事業名	
交通安全教育の推進	
内容	<p>○仙北市交通安全計画や仙北市交通安全実施計画に基づき、街頭指導・巡回、児童への意識啓発、交通安全教室の開催、広報活動の実施、新入学・入園児への黄色い帽の配布、カーブミラー等安全施設の設置等、ハード・ソフトの両面から関係団体や警察と連携し対策を進めます。</p> <p>○子どもを交通事故から守るため、警察、就学前施設、学校、保護者団体等と連携しながら、総合的な交通事故防止対策を推進します。</p>

②交通安全団体の支援

事業名	
交通安全団体の支援	
内容	<p>○交通安全母の会による保育所・幼稚園・小学校への啓発活動等、民間団体等の交通安全に向けた活動を引き続き支援します。</p>

③チャイルドシートの正しい使用の徹底

事業名	
チャイルドシートの正しい使用の徹底	
内容	<p>○チャイルドシートの正しい使用について意識高揚のため、交通関係機関・団体等と連携しながら、広報啓発活動や街頭指導、交通安全教育を推進します。</p>

推進施策2 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

①防犯対策

事業名	
防犯対策	
内容	<p>○市防犯協会や警察と連携し、イベント・祭典等のパトロール、青色回転灯装着車や防犯マグネットシート装着車での巡回等、各種防犯活動を引き続き実施します。</p> <p>○関係機関と情報の共有化を進めるとともに、学校、地域、各種団体との連携により防犯活動の充実を図ります。</p>

②地域での見守り

事業名	
地域での見守り	
内容	<p>○防犯協会やP T Aで児童の見守りパトロールを実施するなどの活動を強化します。</p> <p>○民間団体による自主的な防犯活動の拡大に向けて支援します。</p>

③防犯講習の実施

事業名	
防犯講習の実施	
内容	<p>○仙北地区少年保護育成委員会（事務局仙北警察署内）で、青少年の非行防止に向けた標語の募集や告知など、啓発活動を引き続き実施します。</p> <p>○子どもが犯罪の被害に遭わないよう、学校やP T A活動等の場を利用して防犯講習等により意識を高めます。</p>

推進施策3 防災活動

①防災活動

事業名	
防災活動	
内容	<p>○災害時に要援護者となる可能性の高い高齢者・障がい者・幼児等への災害予防対策については、市の地域防災計画に基づき取り組むとともに、防災意識の普及啓発と、市内の就学前施設・小中学校での避難訓練を実施します。</p>

基本目標7 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

現状と課題

- 児童虐待は、ストレスにあふれた社会にあって核家族化、地域社会のコミュニティの希薄化などによる家族機能の低下が大きな要因として考えられ、児童の心身の成長や人格の形成に大きな影響を与えるとともに、次の世代にも引き継がれるおそれもあります。
- 児童虐待は、全国的に大きな問題となっており、児童が死亡する最悪のケースもみられ、深刻な状況といえます。児童虐待については、単に児童相談所で対応すればよいというわけではなく、両親の家庭状況や子育て不安から発生しているケースも少なくないことから、保健・福祉分野だけでなく、地域社会のなかで早期発見、早期対応に努めていく必要があります。
- ひとり親家庭については、離婚件数に比例し増加傾向にあります。母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、自立に向けた支援対策が重要になっています。

推進施策1 児童虐待防止対策の充実、被害に遭った子どもの保護の推進

①虐待防止ネットワークの構築

事業名	
虐待防止ネットワークの連携強化	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「仙北市要保護児童対策地域協議会」を設置し、構成機関である市・警察署・学校関係者等が連携を図るとともに、代表者会議・実務者会議・個別ケース会議の三層構造により、それぞれの役割に応じて要保護児童の支援を行います。 ○取扱い件数は横ばいの状況にあるものの、内容は複雑化また長期化していることから、関係者が研修等によってスキルを高め、虐待の防止と発生後の早期対応に努めます。
地域や民間の参加促進	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○仙北市要保護児童対策地域協議会を通じて、地域等の協力を呼びかけ、幅広い参加を促し、ネットワークの強化に努めます。

②早期発見、早期対応

事業名	
早期発見、早期対応	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待の早期発見のためにも、保健師による乳児・産婦訪問指導事業として、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、引き続き子育ての不安や悩みを聞きながら必要な支援を行います。

③相談機能の強化

事業名	
相談機能の強化	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○虐待防止のために、教育・保健・福祉部門が連携をとり、虐待の疑いのある家庭については、迅速に情報収集及び共有を図り、早期対応の体制を整えます。 ○引き続き、家庭相談員を配置し相談体制の強化を図るとともに、関係機関との連携に努めます。

④被害に遭った子どもの保護

事業名	
被害に遭った子どもの保護	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○仙北市要保護児童対策地域協議会において、要保護児童の支援・保護に対し情報交換等を行います。 ○引き続き、犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた児童の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、関係機関と連携したきめ細かな支援に努めます。

推進施策2 ひとり親家庭の支援の推進

①ひとり親家庭の支援

事業名	
ひとり親家庭の支援	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○母子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の就労支援、貸付制度等の情報提供を行うとともに、気軽に相談できる体制を整備します。

推進施策3 障がい児施策の充実

①障がい児施策の充実

事業名	
障がい児施策の充実	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を引き続き実施します。 ○障がい児の健全な発育を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを推進します。



第6章



計画の推進体制



第6章 計画の推進体制

1 計画の推進

本計画は、市が関係機関や地域住民とも連携しながら推進します。推進にあたっては、各年度において実施状況を検証するとともに、市民の意見を反映し、必要な見直しを加えながらその後の施策を実施するものとします。

2 関連機関との連携

① 総合的な施策の展開

本計画は、子どもの育ちと子育て及び次の世代の親を育成する上での総合的な行政計画となることから、家庭や地域、学校、企業などとも連携し、広がりのある施策の展開を図ります。

② 具体的な進捗状況の公表

計画の進捗状況等について市のホームページ等で定期的に公表します。

3 計画の進行管理

① 庁内体制の整備

関係各課が連携し、施策を総合的かつ計画的に推進します。また、児童福祉主管課が中心となって進行管理を行います。

② 子ども・子育て会議の活用

子ども・子育て会議において、計画の実施状況などの報告やさらなる推進に向けての協議・意見交換を行います。



資料編



資料編

1 仙北市子ども・子育て会議

(1) 仙北市子ども・子育て会議条例

平成25年9月6日

条例第35号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、仙北市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援の関係団体に属する者
- (5) 公募市民
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 委員名簿

平成27年3月

氏 名		選任区分
赤上 マツ	(副会長)	学識経験を有する者
黒沢 浩二		子どもの保護者
村瀬 克広		
村野 恵子		
伊藤 州子		子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
山崎 雪子		
橋本 由佳乃		
高藤 孝子		
鈴木 礼子		子ども・子育て支援の関係団体に属する者
金子 俊隆	(会長)	
藺藤 沙織		公募市民
平岡 恵美		
小林 郁男		その他市長が必要と認める者
茂木 一代		
安藤 大輔		



仙北市 子ども・子育て支援事業計画

発行 平成27年3月

発行者 仙北市 子育て推進課

